

【案】令和元年度実績評価書

(評価対象期間:平成 31 年4月～令和2年3月)

令和 2 年 ● 月
金 融 庁

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅰ－１)

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・金融検査・監督基本方針(平成 30 年 6 月 29 日) ・証券モニタリング基本方針 ・「日本再興戦略」改訂 2016（28 年 6 月 2 日閣議決定） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日） ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（20 年 11 月 15 日） ・利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(令和元事務年度)～（以下「実践と方針」）（令和元年 8 月 28 日）

測定指標		
指標① 「実践と方針」に基づくプルーデンスの取組		【達成】
元年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析	
元年度実績	・経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を適時に把握し、こうした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を行いました。	
指標② 「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施状況		【達成】
元年度目標	「実践と方針」に基づく金融モニタリングを実施	
元年度実績	・「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成 30 事務年度)～」(以下「30 年度実践と方針」)及び「実践と方針」に基づき、金融システムの安定性確保に向けたモニタリングを実施しました。また、30 事務年度に実施した結果を元年 8 月に「実践と方針」において公表しました。	
指標③ 金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組		【達成】

	元年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証	
	元年度実績	・金融機関に対する適時のヒアリング等を通じ、リスク管理態勢の把握・検証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等において当該リスク管理態勢の高度化を促進しました。	
指標④ 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉			【達成】
	基準値	実績	
	30年度	元年度	目標値 元年度
	30年度 各業態の 比率 (別紙参照)	元年度 各業態の 比率 (別紙参照)	前年度水準を 維持
指標⑤ 自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施			【達成】
	元年度目標	告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認	
	元年度実績	・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法について、2先に対する承認を行いました。また、既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施しました。	
指標⑥ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督			【達成】
	元年度目標	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施	
	元年度実績	・多様化・複雑化している大手銀行グループが抱えるリスクを踏まえ、グループベース、グローバルベースのガバナンス態勢の構築や、クレジットサイクルの転換を見据えた対応、ビジネスモデルの変化とリスク管理の高度化等について対話を行いました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、リスクの所在の把握と経営陣等の認識について対話を行いました。	
指標⑦ 国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組			【達成】
	元年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施	
	元年度実績	・地域金融機関に対して、オン・オフ一体のモニタリングを行う中で、貸出や有価証券運用に関して、経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイクの実態、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築の取組、リスクガバナンスの発揮状況について対話を行い、地域金融機関が抱える諸課題の解決に向けて、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促しました。	
指標⑧ 大手証券会社グループに対する適切な監督			【達成】
	元年度目標	ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施	
	元年度実績	・大手証券会社グループについて、金融ビジネス環境の変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルや実効性のあるコンプライアンス態勢及び顧客の利益を尊重した業務態勢の構築に向けた対応を含め、適切な経営戦略の策	

	定・推進を支えるガバナンス機能の発揮についてモニタリングを実施し、更なる充実を促しました。 ・グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施し、高度化を促しました。 ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、必要に応じて各国当局と個別に対話を行いました。
指標⑨ 大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督	
【達成】	
元年度目標	ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を実施
元年度実績	・大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行いました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（達成）
	【判断根拠】 金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。 また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワード・ルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。また、「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。
	【効率性】 金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。また、モニタリング担当部局が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。

	【有効性】 「実践と方針」に基づくマクロプルーデンスの取組(測定指標①)により、集積した情報及び分析結果について、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。こうした情報、分析を利用した、「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施(測定指標②)等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の確保(測定指標④)に資することができたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの定性の維持に向けた取組を進めていく必要があります。 また、金融機関の健全性を確保・維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえたうえで、引き続き「実践と方針」に基づき、業態横断的な対応に加え、 【大手銀行グループ】 海外業務やグループ連携の強化・拡大に加え、経営インフラの刷新・非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応 【地域金融機関】 金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応 【証券会社】 顧客層の高齢化、デジタイゼーションの進展に伴う取引チャネルの多様化等の経営環境の変化を踏まえた対応 【保険会社】 低金利環境の継続による収益環境の悪化、顧客の保険ニーズの変化、自然災害の激甚化等のリスクの変化を踏まえた対応 など、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに起因する課題に応じた金融モニタリングの実施や関連告示等の整備などを行っていく必要があります。 【施策】 金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワード・ルッキングに調査・分析を行い、金融システムの安定性の維持に向けた取組を引き続き進めてまいります。 また、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視する必要があります。 【測定指標】 ①金融機関の健全性の維持を図るため、経済・金融情勢を勘案した効果的・効率的なモニタリングを行っていきます。 ②金融システムの安定性の維持を図るため、引き続き、「実践と方針」に基づく金融モニタリングを実施していきま

	す。 ③金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の更なる高度化を促進していきます。 ④引き続き、金融機関の自己資本の充実のため、取り組んでまいります。 ⑤自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングを適切に実施していきます。 ⑥監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。 ⑦国内で活動する金融機関について、引き続き金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を行っていきます。 ⑧大手証券会社グループについて、引き続き、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢等の把握・検証を行っていきます。 ⑨大規模な保険会社及び保険会社グループについて、監督カレッジの開催などを含め、引き続き、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢等の適時・的確な把握に努めます。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① マクロプルーデンスの取組	・内外経済・金融市場の動向をリアルタイムに情報収集し、得られた情報を踏まえ、金融システムにおける潜在的なリスク等を分析・評価した上で、横断的な視点から金融機関をモニタリングしました。さらに、確認されたリスクに対して、日本銀行等とも連携し多面的な情報分析を行い、金融システムの安定を確保する観点から、必要な検討及び対応を行いました。
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	・「実践と方針」等に基づき、上記マクロプルーデンスの取組みを踏まえ、経営管理・リスク管理体制について金融機関との対話を実施しました。また、金融システムの安定性を確保するため、モニタリング担当部局（総合政策局リスク分析総括課、監督局等）が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施しました。さらに、金融モニタリングの結果については、金融機関の自主的な経営改善に資するよう、情報提供（フィードバック）等の充実に取り組みました。 ・特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の点について、重点的にモニタリングを行いました： ①長期に亘る低金利環境下において、金融機関が過剰なリスクテイクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか。 ②低金利環境やマクロ環境が変化する中において、金融機関が持続可能な

ビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか。

- ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループ、大規模な保険会社及び保険会社グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催しました。
- ・金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組みました。
- ・引き続き、自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングを適切に行いました。
- ・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組みました。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組みました。
- ・金融モニタリングにおけるデータについては、引き続き、モニタリング内容の変更に応じた見直し・整備を行ったほか、金融機関の負担軽減の観点から、金融庁と日本銀行との間において内容が類似している徴求データの統一化を進めました。
- ・金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、ITを用いて、当局に寄せられた苦情・相談の分析を高度化させるとともに、内外の規制・経済情勢に関する幅広い情報の収集・分析に取り組みました。
- ・「実践と方針」等に基づき、金融機関の内部監査部門等との意見交換を実施し、内部監査の水準や規模・特性を踏まえた内部監査の更なる高度化を促しました。
- ・経営陣の姿勢、内部統制の仕組み、企業文化等の着眼点をもとに、企業価値向上に向けた金融機関のコンプライアンス・リスク管理の高度化に係る対話を実施しました。
- ・LIBORが2021年末にも公表停止される可能性があり、多様な利用者に影響が及ぶことになるため、金融機関において、LIBOR公表停止の影響評価や、LIBORを利用する顧客に対して適切な対応を進めるために必要な社内態勢の整備状況等について、日本銀行と合同での利用状況調査の実施を含め、モニタリングを実施しました。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施しました。

【大手銀行グループ】

- ・収益手段の拡大・多様化を企図して海外業務やグループ連携業務を推進し、また、ITの進展等に伴う経営インフラの刷新や非金融業との協業を進めた結果、大手銀行グループが抱えるリスクは多様化・複雑化しています。それらの課題を踏まえ、a) グループベース、グローバルベースのガバナンス態勢の構築、b) クレジットサイクルの転換を見据えた対応、c) ビジネスモデルの変化とリスク管理の高度化等について対話を行いました。
- ・また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、内外業務におけるリスクの所在と、市場環境を踏まえた市場・流動性リスクの認識、先行きの信用リスクの認識について、経営陣等と対話を行いました。

【地域金融機関】

- ・リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面や金融仲介機能を十分に発揮する観点から適切な戦略となっているか、また、外部環境の変化等に対して機動的に対応可能となっているか等の視点から、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促しました。

【証券会社】

- ・大手証券会社グループについて、金融ビジネス環境の変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルや実効性のあるコンプライアンス態勢及び顧客利益を尊重した業務態勢の構築に向けた対応を含め、適切な経営戦略の策定・推進を支えるガバナンス機能の発揮についてモニタリングを実施しました。また、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施しました。
- ・ネット系証券会社について、新たな収益の柱として導入を検討しているビジネスモデルが投資家保護の観点から適切であるかについてのモニタリングに加え、システム障害発生時の対応も含めたシステムリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施しました。
- ・準大手・地域証券会社については、投資家保護のための態勢整備等を中心としたメリハリあるモニタリングに加え、経営改善への意欲はあるもののビジネスモデルの確立に悩む証券会社について、経営トップ等との対話などを通じて、経営改善策の具体化に向けた議論の活性化を促しました。

【保険会社】

- ・保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施しました。特に、大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行いました。
- ・具体的には、保険会社の財務の健全性を確保するため、各社における経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化を促しつつ、保険会社を取り巻くリスクの変化や、これに対応した保険会社の行動をフォワードルッキングに分析し、機動的なモニタリングを行いました。
- ・上記のモニタリングに当たっては、持続可能なビジネスモデルの構築を促す観点から、取締役会等の組織が重要な経営判断の過程において、深度ある議論を行っているか、経営トップ等に対して有効に牽制・監督機能を発揮しているかなども注視しました。また、こうしたモニタリングを通じて把握した各社のガバナンスの実効性の度合いに応じて、経営陣等と実効性の向上に向けた対話を行いました。加えて、内部監査の実態に応じて、内部監査部門との対話を行い、その高度化を促しました。

【その他の業態】

- ・事業親会社グループによる新規事業の展開や検討が進んでいることなどを踏まえ、銀行経営の独立性や事業親会社グループの有する他業リスクからの遮断、個人情報等の適切な取扱い等について確認するとともに、銀行として持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話を実施しました。また、

事業親会社の経営戦略における金融事業の位置づけや新形態銀行の業務運営に与える影響についても確認しました。さらに、専らインターネット等による非対面取引を行う銀行に対しては、IT ガバナンスの状況をしっかりと確認するとともに、システムの安定性やセキュリティ確保の状況等について検証を行いました。

- ・電子決済等代行業者の適切な登録審査や、業容拡大に伴う業務運営状況について、電子決済等代行業者の負担に配慮しつつ、モニタリングを実施することで、イノベーションを推進するとともに、利用者保護やシステムの安定性を確保しました。
- ・我が国で活動する外国金融機関について、グローバルな事業戦略の変革に伴う日本拠点のリスク変化をフォワード・ルッキングにとらえた上で、経営管理、法令等遵守、リスク管理及び内部管理の各態勢やガバナンスについて、モニタリングを行いました。また、我が国の金融システムの発展に活用するため、外国金融機関の本部・日本拠点との対話を通じたベストプラクティスの収集に取り組みました。さらに、本邦金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて検証しました。なお、必要に応じ、監督カレッジ等を通じグローバル本部や母国当局に対しても適切な対応を求めました。
- ・ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険について、資産運用の多様化及びそれに伴ったリスク管理の高度化等、低金利環境下での安定的な収益確保の取組みについて確認しました。
- ・店頭 FX 業者について、情報開示及びストレステストを適切に実施するための態勢の整備状況を確認し、適切な対応を促しました。また、ストレステストの結果を踏まえ、決済リスク管理態勢についてモニタリングを実施しました。
- ・投資運用業者について、海外運用会社の取組み等も踏まえ、運用の高度化に向けた業務運営態勢の確立を進める観点から、国内大手投資運用業者やグループ親会社との間で、目指す姿の明確化、それを実現するための計画、経営体制やガバナンス体制等について対話を進めることで取組みの推進を図りました。
- ・第二種金融商品取引業者について、広告・勧誘及びファンド運営の実態に関する情報分析・検証を進め、リスクベースでのモニタリングを行いました。また、貸付事業を投資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う業者に対し、情報開示状況等の実態把握を実施しました。
- ・投資助言・代理業者について、顧客に対するウェブサイト上の広告表示やメールマガジン等による勧誘行為等に関する情報分析・検証を進めてモニタリングを実施し、問題のある業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行いました。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者について、問題のある業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行いました。
- ・信用格付業者について、内部管理状況等を適時適切に把握するとともに、海外当局との連携を含め、より深度あるモニタリングを実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	302	277	273	263
		補正予算	▲67	▲17	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	236	275		
	執行額 (百万円)		199	191		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和2年6月●日）
-----------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、コンダクト企画室、情報・分析室、リスク管理検査室 監督局 総務課、総務課健全性基準室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
-------	--

政策評価実施時期	令和2年6月
----------	--------

指標④[主要] 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉

【資料１－１】総自己資本比率等^{※１}（国際統一基準行）

		H31/３期	R2/３期
主要行等	総自己資本比率	17.8%	17.0%
	T i e r 1 比率	15.3%	14.6%
	普通株式等 T i e r 1 比率	13.3%	12.7%
地域銀行	総自己資本比率	13.8%	13.2%
	T i e r 1 比率	13.3%	12.7%
	普通株式等 T i e r 1 比率	13.3%	12.7%

（出所）金融庁総合政策局ブルーデンス企画室、監督局銀行第二課地域金融企画室調

【資料１－２】自己資本比率^{※１}（国内基準行）

	H31/３期	R2/３期
主要行等	10.5%	11.0%
地域銀行	9.4%	9.5%
信用金庫	12.2%	12.1%
信用組合	11.2%	11.0%

（出所）金融庁総合政策局ブルーデンス企画室、監督局銀行第二課地域金融企画室、総務課協同組織金融室調

【資料１－３】自己資本規制比率（証券会社^{※２}）

	H31/３期	R2/３期
証券会社	368.4%	338.8%

（出所）金融庁監督局証券課調

【資料１－４】単体ソルベンシー・マージン比率^{※３}（生命保険会社、損害保険会社）

	H31/３期	R2/３期
生命保険会社	999.1%	
損害保険会社	752.7%	

（出所）金融庁監督局保険課調

- ※１ 国際統一基準行は 25 年 3 月期よりバーゼル 3 の適用を開始（段階実施ベース）
国際統一基準行は、主要行等が 4 グループ、地域銀行が 11 行、国内基準行は、主要行等が 3 グループ、地域銀行が 92 行
- ※２ 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者
- ※３ 24 年 3 月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

【資料 2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	H31/3 期	R 2 / 3 期
主要行等	0.5%	0.5%
地域銀行	1.7%	1.7%
信用金庫	3.7%	
信用組合	3.4%	

（出所）金融庁総合政策局 プルーデンス企画室、監督局銀行第二課地域金融企画室、総務課協同組織金融室調

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅰ－２)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実
目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 預金保険法第１条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成１７年４月１日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等

測定指標		
指標① [主要]国際合意を踏まえた国内制度の整備		【達成】
元年度目標	関連告示等の整備、ＩＡＩＳ（保険監督者国際機構）で検討されているＩＣＳ（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の進展を視野に入れた対応を検討	
元年度実績	- 国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を進めました。 - ＩＡＩＳ（保険監督者国際機構）で検討されているＩＣＳ（国際資本基準）の議論を踏まえ、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を計９回開催し、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について検討しました。	
指標② [主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避		【達成】
元年度目標	金融システム混乱の回避	
元年度実績	期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。	
指標③ 名寄せデータの精度		【達成】
元年度目標	預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証	
元年度実績	預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。	

参考指標		
指標① 各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞		
	元年度実績	(施策Ⅰ－１を参照)

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 国際的な自己資本比率規制の見直しを踏まえ、国内実施に向けて規制案公表のための作業を進めた（測定指標①）ほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図る（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。 しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、国際合意を踏まえたバーゼルⅢの最終化に伴う関連告示等の整備、IAISで検討されているICSの議論を踏まえた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。
	【必要性】 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標①）等は、金融システムの安定に資するものと考えています 【効率性】 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。
施策の分析	【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標①）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、名寄せデータの精度の維持・向上を図っていく必要があります。
	【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。 【測定指標】 ① FSB及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。 また、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法については、IAISにおけるICSの議論を踏まえ、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」にて引き続き検討を進めるほか、今後も継続的にフィールドテスト（各社の経済価値ベースのソル

	ベンシーの状況等を把握するとともに、実務上の課題を調査するもの)を実施していきます。 ② 引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。 ③ 預金保険機構と連携しつつ、名寄せデータの精度の維持・更なる向上に取り組みます。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価

①

国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等

・国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を進めました。

なお、国内におけるバーゼルⅢ最終化の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、国際合意に基づき、当初の予定を1年間延期（令和5年（2023年）3月期からの実施）することを予定しております。

・「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を計9回開催し、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、検討を行いました。

・外国為替取引における決済リスク削減のために、本年度下期から始まった同時決済導入の本格フェーズにおいては、比較的規模の小さな投資運用業者も対象となることから、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組みへの理解の促進に努め、我が国の信託勘定における同時決済を促しました。

②

円滑な破綻処理のための態勢整備

・関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協議を行いました。

・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
27	0	0	0	0	0	0	1	0	21	21	4	2	21	21	5	2	49
28	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	3	0	20	8	3	0	31
29	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	5	1	14	13	5	1	33

30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	15	0	7	14	15	0	36
元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13	10	0	8	13	10	0	31

(出所) 総合政策局調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	10	10	8	8
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	10	10		
	執行額 (百万円)		—	—		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議 (令和2年6月●日)
-----------------	--------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	監督局 総務課監督調査室 、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課 総合政策局 リスク分析総括課
-------	--

政策評価実施時期	令和2年6月
----------	--------

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅰ－3)

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促す。
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	人口の減少や高齢化の進展、世界的な金利トレンドの変化や、情報技術の革新など、金融業を取巻く環境は大きく変化している。 地域金融機関が金融仲介機能を発揮することを通じて、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献して、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するためには、持続可能なビジネスモデルを構築していくことが必要である。 【根拠】 ・利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）（令和元年8月28日公表） ・金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）（元年9月9日公表） ・経済財政運営と改革の基本方針2019（元年6月21日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） ・新しい経済政策パッケージ（29年12月8日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（28年8月2日閣議決定） ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26年12月27日閣議決定） ・成長戦略2019（元年6月21日閣議決定） ・未来投資戦略2018（30年6月15日閣議決定） ・未来投資戦略2017（29年6月9日閣議決定） ・日本再興戦略2016（28年6月2日閣議決定） ・日本再興戦略 改訂2015（27年6月30日閣議決定） ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月12日） ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22年12月24日） ・株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（30年

	5月16日成立、5月23日公布・施行) ・第197回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明 (31年3月7日) ・第197回国会 衆議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明 (31年2月15日)
--	--

測定指標		
指標①	〔主要〕 ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進	【達成】
	元年度目標 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性確保や適切な経営とガバナンスの発揮に向けた取組を促進	
	元年度実績 ・ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促しました。また、経営理念の下で戦略・計画が実行されているか、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層（経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員）、社外取締役と心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施しました。 ・ 金融機関と当局の双方が共通の課題認識を持って、その解決に向けてより一層具体的かつ深度ある対話を行い、金融機関内での自発的な議論が活発に行われるよう、「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）」を策定・公表しました（2年3月）。 ・ 新たな早期警戒制度の枠組みに基づき、地域金融機関の持続可能な収益性や将来にわたる健全性に着目したモニタリングを行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた早め早めの経営改善を促しました。	
指標②	「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着	【達成】
	元年度目標 「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進	
	元年度実績 ・ 年末に行っている金融業界団体との意見交換会及び企業の資金需要が高まる年度末に合わせて、金融機関に対して、中小企業者等の顧客への積極的なガイドラインの周知を改めて要請しました。（元年12月、2年2月） ・ 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表しました（元年6月、元年12月）。30年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は21.4%（前年同期比+2.3%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は14.6%（前年同期比-4.4%ポイント）となりました。 ・ ガイドラインの活用における優良な組織的な取組み事例を『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』として公表（元年8月）したほか、ガイドラインのQ&Aを改訂しました。 ・ 事業承継時の経営者保証の取扱いを明確化した、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」が公表（元年12月）	

	されたことを受けて、金融関係団体に対し特則の積極的な活用を要請しました。(元年 12 月)				
指標③ 金融機能強化法の活用申請を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施					【達成】
元年度目標	金融機能強化法の活用申請を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表				
元年度実績	- 金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました(元年 9 月、2 年 3 月)。 - 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した 5 金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました(元年 9 月)。 - 金融機能強化法に基づき、1 金融機関に対して資本参加を行いました(2 年 3 月)。				
指標④ 貸出態度判断 D、I					【達成】
基準値	実績				目標値
31 年 3 月	2 年 3 月				元年度
21	18				前年同期 (31 年 3 月) の 水準を維持
指標⑤ 地域経済エコシステムの推進					【達成】
元年度目標	地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化				
元年度実績	- 地域課題解決支援チームでは、人的ネットワーク支援に向けて、地方創生に関心のある官民金有志の交流会「ちいきん会」を開催(3 回・計 800 名参加)し、更には、官と民、中央と地方の結節点となって地域課題解決に向けて、全国 12 の「ダイアログ」を伴走支援しました。また、当チームと金融機関や自治体が連携し、金融育成並びに地域課題の解決に資する施策を共同企画・実施しました(官民連携の創業支援ワンストップサービスを企画・実施、経営課題を抱える中小企業と首都圏の企業 OB を WEB で繋ぐ「新現役交流会 2.0」を 25 の金融機関と開催等)。 - 地域課題解決支援チームの活動を組織的に支援する「地域課題解決支援室」を立ち上げ、当チームがこうした取組みから得たノウハウや把握事例等を相談先へ提供した他、HP へ事例掲載する等、当チームの知見を展開しました。 - 金融機関との対話のために地域企業・経済の把握を行う地域生産性向上支援チームでは、一部地域において地域企業の現状・地域経済エコシステムに係る課題といった情報収集を実施しました。				

参考指標		
指標①	金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞	
	元年度実績	当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、81 件となっています。(30 年:69 件)
指標②	法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）	
	元年度実績	2 年 3 月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比【2.2】%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比【2.0】%の増加となっています。
指標③	融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報＜内容＞	
	元年度実績	金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする約 3 万社の企業にアンケート調査を実施し、回答のあった 9,371 社について、その分析結果を公表しました（元年 11 月）。調査結果を見ると、「自社の経営課題につき、メインバンクとなる地域銀行が、納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業が約半数に上りました。また、このうちの 9 割弱の企業が、当該取引金融機関との取引継続を希望していたことから、企業の経営課題に耳を傾け、課題等について企業との間で共通理解の醸成を進めていくこと（事業性評価の進展）が、金融機関の安定的な顧客基盤の確保にも寄与することが窺われる結果となりました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、対話手法の確立やモニタリングの担い手の能力向上、財務局への浸透を図りながら、金融庁・財務局が一体となって地域金融機関との間でビジネスモデルに関する対話を行いました。その際、経営理念の下で戦略・計画が実行されているか、PDCA の実践状況等について、例えば、人的資源の確保・育成・活用を含む適切な実施態勢の構築や地域とのリレーションの深化のあり方等も含め、地域金融機関の各階層（経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員）、社外取締役と心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施しました。（測定指標①）。 「経営者保証に関するガイドライン」の組織的な取組事例集の公表やガイドラインの Q&A の改訂を行い、ガイドラインの更なる活用を促した結果、元年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は約 21%（前年同期比＋約 2.3%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から

	保証を徴求している割合は約 15%（前年同期比ー約 4.4%ポイント）となりました。また、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の公表を受け、金融団体等に対し、策定の趣旨や金融機関に求められる対応等について説明を行い、特則の積極的な活用を要請しました。（測定指標②） 金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（元年 9 月、2 年 3 月）。また、計画の実施期間が終了した 5 金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（元年 9 月）（測定指標③）。 「地域課題解決支援チーム」では、人的ネットワーク支援のための「ちいきん会」開催、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進めました。また、「地域課題解決支援室」を立ち上げ、相談受付や HP 掲載によって、地当チームのノウハウや把握事例等を展開しました。（測定指標⑤）など全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 人口減少や高齢化の進展、情報技術の革新等により、金融業を取巻く環境は大きく変化している。こうした中においても、地域金融機関は、持続可能なビジネスモデルを構築し、地域において、適正なアドバイスやファイナンスを提供といった、金融仲介機能を十分に発揮し、地域企業の生産性の向上を図り、地域経済の発展に貢献していくことが求められています。地域金融機関が、地域において、こうした金融仲介機能を発揮していくために、規制緩和等により、環境整備を図っていくとともに、適切なモニタリング・対話を通じて、自主的な取組みを促していくことが必要であると考えています。 【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や民間団体と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。
	【有効性】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた環境整備・金融モニタリングの実施により、円滑かつ柔軟な信用供与を図った結果、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、貸付条件の変更等にも柔軟に取組んでおり、金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組は相応の成果を上げているもの（測定指標④、参考指標③）と考えています。加えて、地域金融

	機関の取り巻く環境整備は一定の進展があったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関による事業者等の資金繰り支援のほか、経営改善支援等の促進をはじめ必要な措置を実施していく必要があります。 また、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、心理的安全性の確保に留意し、財務局と一体となって、「コア・イシュー」も活用しながらガバナンスの向上等について金融機関と対話を行っていくほか、規制緩和等により地域金融機関を取り巻く環境整備を図っていく必要があります。 このほか、「ちいきん会」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートにも取り組んでいく必要があります。 【施策】 引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促す必要があります。 【測定指標】 各金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進などの取組は一定程度進捗しているものと考えられますが、引き続き、金融機関と深度ある対話を行うとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報等に努めることにより、担保・保証に必要以上に依存しない融資を促していく必要があります。 ① 金融庁、財務局が一体となって、対話手法の確立やモニタリングの担い手の能力向上に努めるとともに、地域金融・経済に関する知見の蓄積を図りながら、引き続き、持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話を実施します。 ② 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き、周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきます。 ③ 金融機能強化法に基づき資本参加を行っている金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。 ④ 中小企業金融の円滑化に向けた取組の効果を引き続き把握していきます。 ⑤ 「ちいきん会」等の開催による地域の官金民の有志ネットワーク構築支援、地域課題解決に向けたダイアログを継続するとともに、財務局や自治体、金融機関等からの相談に対して、ノウハウの提供や地域のキーパーソン紹介等の

サポートを継続します。

主な事務事業の取組内容・評価

① ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組みの促進とその環境整備

- ・地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、対話手法の確立やモニタリングの担い手の能力向上、財務局への浸透を図りながら、金融庁・財務局が一体となって地域金融機関との間でビジネスモデルに関する対話を行いました。
- ・確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、例えば、人的資源の確保・育成・活用を含む適切な実施態勢の構築や地域とのリレーションの深化のあり方等も含め、地域金融機関の各階層（経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員）、社外取締役と心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施してきました。
- ・金融機関との対話のために地域企業・経済の把握を行う「地域生産性向上支援チーム」では、一部地域において地域企業の現状・地域経済エコシステムに係る課題といった情報収集を実施しました。
- ・経営トップや社外取締役等との対話のチャネルや機会を充実させました。これに留まらず、金融機関と当局の双方が共通の課題認識を持って、その解決に向けてより一層具体的かつ深度ある対話を行い、金融機関内での自発的な議論が活発に行われるよう、「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）」を策定するとともに、社外取締役への情報発信（対話を含む）を充実させました。
- ・新たな早期警戒制度の枠組みに基づき、地域金融機関の持続可能な収益性や将来にわたる健全性に着目したモニタリングを行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた早め早めの経営改善を促しました。
- ・「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」にかかる新たなモニタリングについては、リスク量が基準値に抵触したことをもって過大なリスクテイクを行っているとはみなされるものではないことに留意し、その背景にある経営環境やビジネスモデル等についても十分に分析した上で、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた深度ある対話を行いました。
- ・特にニーズが高い課題分野に詳しい内外の専門機関等を招聘し、地域金融機関向けに「海外進出支援実務セミナー」を開催するなど、地域金融機関の中堅・中小企業に対する海外展開支援における実務能力向上や専門機関等との連携強化を図りました。
- ・協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局と連携し、中央機関に対して、対話を通じてその役割を積極的に発揮す

るよう促しました。また、信用金庫・信用組合における持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話について、財務局向け研修を実施し、経営理念の理解や課題認識の共有、心理的安全性の確保等に関する具体的手法の共通理解を深めたのち、各金融機関の特性に応じて、財務局の創意工夫による対話を試行しました。

- ・地域銀行によるインフラ的サービスの維持と地域経済・産業の再生を図るため、「成長戦略実行計画」に基づき、独占禁止法の適用除外に係る特例法の制定に向け関係省庁として協力し、対応を行い、2年3月3日に閣議決定がなされました。
- ・地域企業の生産性向上等に向けた金融機関の取組みをサポートするため、地域活性化や事業承継等を円滑に実施するための議決権保有制限の緩和や、地域商社への5%超の出資を可能にするなどの、業務範囲に関する規制緩和を実施しました（元年10月15日改正）。
- ・金融機関が、コンプライアンス・リスクの低減を図りつつ、柔軟な人材配置を行うことで、人材（ヒューマンアセット）の育成とこれを通じた良質な顧客向けサービスの提供に取り組みやすくなるよう、人事ローテーション等に関する監督指針の規定の見直しを行い、元年12月18日に改正を行いました。
- ・他の金融機関向け出資に係る制限（ダブルギアリング規制）の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう、告示等を見直しを行った。
- ・円滑な事業承継を促す観点から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」の特則を策定し、周知・広報を行いました。また、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合（4類型）」を「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定し、主要行及び地域銀行に対し、自主的な開示を奨励しました。
- ・地域金融機関の将来にわたる健全性を確保するための規律付け・インセンティブ付与としての機能も視野に入れ、預金保険料率のあり方の方向性について、預金保険機構と検討を行いました。
- ・政府系金融機関と民間金融機関の連携・協力等の実態を正確かつ具体的に把握するとともに、公的金融と民間金融の望ましい関係のあり方について、令和元年12月に政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会（第7回）を開催し、議論を実施しました。
- ・地域金融機関の地域企業に対する支援能力を強化するため、地域経済活性化支援機構においては、地域金融や地域企業への専門家派遣、日本人材機構を通じた経営人材の紹介、さらに地域金融機関等と連携し、地域活性化ファンドの共同運営や設立・運営サポートといった人材・ノウハウ

	ウ支援に重点的に取り組み、地域金融機関における両機構の活用を促進しました。 ・ 1 金融機関から金融機能強化法に基づく資本参加の申請を受け、協同組織金融機能強化方針等について、金融機能の発揮を促進するために適切なものであるかなどの観点から検証・評価しました。 ・ 金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、経営強化計画等の履行状況を半期ごとに公表しました。 ・ 早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、同計画の履行状況を半期ごとに公表しました。 また、当該金融機関の新しい経営健全化計画について、2年3月にその内容を公表しました。 ・ このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、以下の対応を実施しました。 - 金融機関に対し、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）について、要請文を発出するとともに、大臣談話を公表しました。これを受け、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、特別ヒアリングによる金融機関のモニタリングの実施するほか、金融機関に対して貸出の条件変更等の取組み状況の報告・公表を求め、金融機関の取組み状況を適時適切に確認していくこととしました。 - 金融機関に対し、日本政策金融公庫等と民間金融機関との連携強化等に係る要請文を発出し、本要請を踏まえた民間金融機関における取組みの具体例を公表しました。 - 事業者・個人向けリーフレット（新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ）を配布しました。 - 金融機関等より当庁への報告や届出の提出期限に係る柔軟な対応に関する公表を行いました。 - 国際的に活動する金融機関における規制上の資本及び流動性のバッファについて、必要に応じて金融機関による資金繰り支援等に活用可能である旨を改めて周知しました。 - 金融機関との取引（資金繰り等）に係る相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設しました【再掲】。
② 地域経済エコシステムの推進	・ 地域課題解決支援チームでは、地方創生に関心ある官民金融資の交流会

	「ちいきん会」の開催を通じて、人的ネットワークの構築を支援しました。また、当チームは、官と民、中央と地方の結節点となり、地域課題の解決に向けた「ダイアログ」を開催するとともに、その「ダイアログ」を契機として地域課題の解決に資する施策を共同企画・実施しました。 ・地域課題解決支援チーム、それをサポートする地域課題解決支援室、及び地域生産性向上支援チームの活動を通じて、財務局と連携を強化しながら、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献しました。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	42	41	44	43
		補正予算	▲1	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	41	41		
	執行額 (百万円)		25	37		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和2年6月●日）
-----------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（金融庁 元年8月28日公表） ・「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」（金融庁 元年8月28日公表） 【測定指標②】 ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（金融庁 元年6月28日、元年12月25日公表） ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取り組み事例集（金融庁 元年8月7日公表） ・「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aの一部改定（全国銀行協会 元年10月15日公表） ・事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（全国銀行協会 元年12月24日公表） ・年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（金融庁 元年11月25日公表） ・年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（金融庁 2年2月28日公表） ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点（金融庁 31年4月、元年9月、11月、12月、2年1月、2月、3月） 【測定指標③】 ・「経営強化計画」等の履行状況報告書（金融庁 元年9月27日、2
---------------------------	---

	年 3 月 3 日公表) ・ 全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定について (金融庁 2 年 2 月 28 日公表) ・ 経営健全化計画の履行状況報告について (金融庁 元年 6 月 26 日、元年 12 月 26 日公表) ・ 経営健全化計画の見直しについて (金融庁 2 年 3 月 25 日公表) ・ 経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等 (金融庁 元年 9 月 27 日) 【測定指標④】 ・ 「全国企業短期経済観測調査」 (日本銀行 第 180 回 : 31 年 4 月 1 日公表、第 184 回 : 令和 2 年 4 月 1 日) 【測定指標⑤】 ・ 「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～ (令和元事務年度)」 (金融庁 元年 8 月 28 日公表) ・ 「地域課題解決支援チーム」 金融庁公表ページ https://www.fsa.go.jp/policy/chiikikadaikaiketsushien-team/c-hiiki-kadai-top.html
担当部局名	監督局 総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、地域金融企画室、地域課題解決支援室、地域銀行モニタリング室
政策評価実施時期	令和 2 年 6 月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅱ－１)

施策名	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みや、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組みなどを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組みを行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組みを推進する必要がある。 【根拠】 ・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表） ・消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定） ・未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（30 年 6 月 15 日閣議決定） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年 6 月 18 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（25 年法律第 65 号） ・高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定） ・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30 年 7 月 3 日） ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年 8 月 28 日） ・〔主要〕金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組みの「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、元年度） ・〔主要〕家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み

	状況（①N I S A制度関連の税制改正要望提出・元年度、②N I S A制度の周知・広報活動の拡充、元年度） ・利用者の利便を向上させるための取組み状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組みの実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、元年度）、②後見制度支援預金等の導入状況に係る調査等の実施、元年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、元年度） ・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの実施、元年度）
--	---

測定指標		
指標①	[主要]金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況	
	【達成】	
	元年度 目標	金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた各種施策の実施
	元年度 実績	・投資信託の販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリングを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施しました。 ・外貨建保険等の販売額が増加している商品について、営業現場における顧客宛提案等の実態や本部における管理の状況について検証しました。 ・「顧客本位の業務運営に関する原則（平成 29 年 3 月策定）」を採択し、取組方針、自主的な KPI 及び投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI（30 年 6 月公表）を公表した事業者のリストを公表しました。 ・良質なアドバイスができる人材の育成等について、金融機関等との議論を実施しました。また、金融機関が顧客の利益をより目指していくような手数料体系のあり方について、外部有識者との議論を実施しました。今後、金融機関等とも議論を進めてまいります。 ・金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、欧米の規制対応なども参考に、我が国における高齢顧客対応のあり方や顧客本位のアドバイスと情報提供のあり方等について議論を行いました。
指標②	[主要]家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み状況	
	【達成】	
	元年度 目標	①N I S A制度関連の税制改正要望提出 ②N I S A制度の周知・広報活動の拡充
	元年度 実績	・成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、N I S A制度の恒久化（延長）・利便性向上に向けた税制改正要望を行い、つみたてN I S Aについて5年間延長、一般N I S Aについては一部見直した上で、2024 年から5年間の措置が認められました（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）にて改正）。

		・ つみたてN I S Aの周知・広報について、職場を活用し情報提供等を行う取組みの促進のため、都道府県庁、商工会議所等に対して働きかけを行いました。また、主に若年世代に対する広報として、SNSを活用してプロモーションビデオの発信を行ったほか、投資初心者が資産形成を始める際のポイントを座談会形式で解説したコンテンツを金融庁ホームページに掲載するなど、新たな発信チャネルを通じた取組みを進めました。 その結果、つみたてN I S Aの口座数については、元年度末に●万口座（3月末時点については集計中）となりました。
指標③ 利用者の利便を向上させるための取組み状況		【未達成】
	元年度 目標	①障がい者等の利便性向上に向けた取組みの実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等） ②後見制度支援預金等の導入状況に係る調査等の実施 ③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する
	元年度 実績	① 障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組みとして、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（元年8月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組みの浸透・徹底を促しました。さらに、障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会を実施し、直接の対話の機会を設けることで、相互の課題認識や取組事例の共有を図りました。（元年6月） ② 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入について、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、取組みを促しました。 ③ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、金融機関における外国人の口座開設の円滑化が、都市部のみならず地方も含めた各金融機関の支店・窓口においても一層徹底されるよう、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットを地方出入国在留管理官署や地方自治体等を通じて配布しました。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関における対応の周知徹底を促しました。さらに、金融機関における外国人への対応に関する取組状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。
指標④ [主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況		【達成】
	元年度 目標	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの実施
	元年度 実績	・ 金融庁及び財務局が連携して、各都道府県の教育委員会・教育庁への働きかけを行い、金融庁及び財務局による金融経済教育の出張授業を元年度において81校約14,000人に対して実施しました。こうした取組みを通じて、教育現場のニーズをより丁寧に把握した上で、効果的に金融知識を学ぶことができる教材の作成等を行いました。

	・30 年 3 月及び 7 月に実施された高校学習指導要領及び同解説の改訂において、金融経済教育に関する内容が拡充されたことを踏まえ、各県の教員向け研修会に講師を派遣し、金融経済教育、金融トラブル、資産形成に関する指導法等について説明を行ったほか、財務局と連携して、高校での金融経済教育に関する研究授業を実施しました。 ・「インサイダー取引規制に関する Q & A」について、インサイダー取引規制の正確な理解や株式取引等を通じた安定的な資産形成の促進に効果的に活用して頂くことが重要であり、経済団体等を通じて企業経営層や企業担当者に対し、社内における啓発活動や社内規則の再点検について理解を求めるなど、積極的な働きかけを実施しました。
--	--

参考指標	
指標①	「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的な KPI 及び投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI を策定・公表した金融事業者数
元年度実績	令和 2 年 3 月末時点 「原則」を採択し取組方針を策定・公表した金融事業者：1,925 社（平成 31 年 3 月末時点から 306 社増加） 自主的な KPI を策定・公表した金融事業者：990 社（31 年 3 月末時点から 477 社増加） 共通 KPI を策定・公表した金融事業者：380 社（31 年 3 月末時点から 256 社増加）
指標②	つみたて N I S A、一般 N I S A 及びジュニア N I S A の口座数
元年度実績	令和 2 年 3 月末時点（3 月末時点については集計中） 一般 N I S A：●万口座（前年度比●増加）、ジュニア N I S A：●万口座（前年度比●増加）、つみたて N I S A：●口座

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展）
	【判断根拠】 国民の安定的な資産形成の促進という観点から、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、投資信託の販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリングを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施したほか、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、欧米の規制対応なども参考に、我が国における高齢顧客対応のあり方や顧客本位のアドバイスと情報提供のあり方等について議論を行いました。【測定指標①】。また、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組みとして、成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、N I S A 制度の恒久化（延長）・利便性向上に向けた税制改正要望を行い、つみたて N I S A について 5 年間延長、一般 N I S A については一部見直した上で、2024 年から 5 年間の措置

	が認められた【測定指標②】ほか、金融リテラシー向上のための取組みとして、金融庁及び財務局が連携して、各都道府県の教育委員会・教育庁への働きかけや金融経済教育の出張授業の実施、教員向け研修会への講師派遣などの取組みを行いました【測定指標④】。さらに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるという観点から、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入について、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、取組みを促したものの、当該目標については未達成となりました【測定指標③】。 上記の結果のとおり、一部の測定指標が未達成となったことから、評価結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。 【効率性】 業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組みを進めることが出来たと考えています。 【有効性】 家計の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境の整備は、目標の達成に有効な施策であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 多くの測定指標で目標は達成したものの、ICTを活用したデジタルコンテンツ等の提供により、学校や企業における金融経済教育を支援するための取組みや、2024年の新NISA導入に向けた周知・広報等を進めていきます。 また、金融事業者における「顧客本位の業務運営の充実」に向けて、金融審議会市場ワーキング・グループの議論も踏まえた同原則の見直しの検討や、金融機関の取組み事例の比較・分析による金融機関との対話の充実を図るほか、後見制度支援預金等の導入促進など、各測定指標において、より国民の安定的な資産形成や顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に資するよう、施策を推進する必要があります。

	【 施 策 】 国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組みが、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。 【測定指標】 【測定指標①】について、金融機関が顧客本位の業務運営を行っているか、引き続き検証していく必要があることから、今後の市場ワーキング・グループでの議論も踏まえ、販売会社との対話の充実を図っていくほか、販売会社の取組みの好事例と不芳事例を比較・分析するなど、モニタリングを強化していきます。 【測定指標②】について、家計の安定的な資産形成の支援を図るため、N I S Aの利便性向上に向けた検討や広報の充実を引き続き進める必要があることから、来年度も同様の測定指標を設定します。 【測定指標③の①】について、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組みが、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していきます。 【測定指標③の②】について、各金融機関に対し、後見制度支援預金等の導入状況を調査するとともに、導入に向けた取組みを促していきます。 【測定指標③の③】について、外国人が金融機関において円滑に口座を開設できるよう、引き続き取組みを進めていく必要があることから、来年度も同様の測定指標を設定します。 【測定指標④】について、金融リテラシー向上のため、様々な機会を活用しながら、着実に金融経済教育を推進することが重要であることから、「最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組」を引き続き主要指標とします。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着	・投資信託の販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリングを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施しました。 ・外貨建保険等の販売額が増加している商品について、営業現場における

	顧客宛提案等の実態や本部における管理の状況について検証しました。 ・「顧客本位の業務運営に関する原則（平成 29 年 3 月策定）」を採択し、取組方針、自主的な KPI 及び投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI（30 年 6 月公表）を公表した金融事業者のリストを、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表しました。 ・良質なアドバイスができる人材の育成等について、金融機関等との議論を実施しました。また、金融機関が顧客の利益をより目指していくような手数料体系のあり方について、外部有識者との議論を実施しました。今後、金融機関等とも議論を進めてまいります。 ・金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、欧米の規制対応なども参考に、我が国における高齢顧客対応のあり方や顧客本位のアドバイスと情報提供のあり方等について議論を行いました。 これらの取組みにより、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて進展があったものと考えています。
② 家計における長期・積立・分散投資の推進	・成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、N I S A制度の恒久化（延長）・利便性向上に向けた税制改正要望を行い、つみたてN I S Aの 5 年延長等の措置が認められました（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）にて改正）。 ・つみたてN I S Aの周知・広報について、職場を活用し情報提供等を行う取組みの促進のため、都道府県庁、商工会議所等に対して働きかけを行いました。また、主に若年世代に対する広報として、S N Sを活用してプロモーションビデオの発信を行ったほか、投資初心者が資産形成を始める際のポイントを座談会形式で解説したコンテンツを金融庁ホームページに掲載するなど、新たな発信チャネルを通じた取組みを進めました。 その結果、つみたてN I S Aの口座数については、元年度末に●万口座となりました。 ・日本銀行・業界団体・金融機関・フィナンシャルプランナー（F P）等との連携については、各団体が主催する資産形成に関するイベントの実施の際に後援を行うとともに、金融庁職員を派遣するなど連携に努めました。 ・金融サービス利用者が金融商品購入時に参考とできるよう、金融商品販売会社との対話におけるポイントを策定するため、参考となる事例を収集しながら検討を行いました。
③ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）	・障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組みとして、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（元年 8 月）。その結果、視覚障がい者対応 A T Mの設置のほか、代読・代筆の手続に関する内規の整備状況は引続き高い水準を維持しているものの、社内研修や外部講習、民間資格取得等の障がい者等への対応力向上のための取組みを行っていないと回答した金融機関も一部に見られたこともあり、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの

	取組みの浸透・徹底を促しました。また、障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会を実施し、直接の対話の機会を設けることで、相互の課題認識や取組事例の共有を図りました。(元年6月) ・業界団体との意見交換会において、後見制度支援預金の導入や認知症サポーターの養成、不測の事態における預金の払出しなど顧客の事情に配慮した対応、認知症に関する金融・保険商品やサービスの開発・普及に向けた積極的な取組みを要請しました。なお、後見制度支援預金等の導入状況に係る調査については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、実施時期を検討していきます。 ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、金融機関における外国人の口座開設の円滑化が、都市部のみならず地方も含めた各金融機関の支店・窓口においても一層徹底されるよう、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットを地方出入国在留管理官署や地方自治体等を通じて配布しました。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関における対応の周知徹底を促しました。さらに、金融機関における外国人への対応に関する取組状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。
④ 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備	金融リテラシー向上のため、以下の取組みのとおり、様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進しました。 ・3年4月より中学校向けの、4年4月より高校向けの、金融経済分野に関する記述がより充実した新学習指導要領による学習が開始されることを踏まえ、各県の教員向け研修会に講師を派遣し、金融経済教育、金融トラブル、資産形成に関する指導法等について説明を行ったほか、財務局と連携して、高校での金融経済教育に関する研究授業を実施しました。 ・各地での出張授業や教育関係者との意見交換などから得られた教育現場のニーズも踏まえ、効果的に金融経済教育の授業を行うことができるようなワークショップ形式の教材を開発したほか、教育現場で使いやすい副教材について検討を行いました。 ・金融庁及び財務局が連携して、各都道府県の教育委員会・教育庁への働きかけを行うとともに、金融経済教育の出張授業を元年度において81校約14,000人に対して実施しました。また、金融庁・財務局、金融広報中央委員会・各都道府県の金融広報委員会の責任者が集まる会議などの機会を通じて、連携強化に向けて意見交換を行ったほか、地域の教育機関等、金融経済教育に関する関係者とネットワークの構築を図りました。 ・「基礎から学べる金融ガイド」について、金融庁職員による出張授業等の機会に配付したほか、金融庁ホームページで送付の申込みを受け付けることを通じ、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布し、広く周知を行いました。 ・インサイダー取引規制について分かりやすく解説するため「インサイダー取引規制に関するQ&A」を令和元年7月に改訂。Q&Aの改訂につ

いて、経済団体や個別企業幹部への説明を通じた普及活動等を行い、株式投資等が、上場企業役職員を含めより多くの個人の資産形成に有効活用されるよう促しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	61	61	52	36
		補正予算	—	▲1	—	—
		繰越等	45	—		
		合 計	106	60		
	執行額 (百万円)		67	24		

学識経験を有する者の
知見の活用

政策評価に関する有識者会議（令和2年6月●日）

政策評価を行う過程
において使用した
資料その他の情報

【測定指標①】

- ・リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について（最終報告）（金融庁元年8月9日）
- ・投資信託等の販売会社における顧客品位の業務運営のモニタリング結果について（金融庁元年8月28日）
- ・「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況について（金融庁2年3月末時点）
- ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・自主的なKPI・共通KPIを公表した金融事業者のリスト（金融庁2年3月末時点）の公表について

【測定指標③】

- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年12月20日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

【測定指標⑤】

- ・「金融経済教育研究会報告書」（金融経済教育研究会25年4月30日公表）
- ・「金融リテラシー・マップ」（金融経済教育推進会議27年6月29日公表）

担当部局名	総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課 企画市場局 市場課 監督局 総務課、銀行第二課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課
政策評価実施時期	令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅱ-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・多重債務問題改善プログラム（19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27 年 3 月 24 日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（29 年 3 月 30 日） ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（31 年 4 月 19 日閣議決定） ・保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（30 年 3 月 30 日成立）

測定指標		
指標①	[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況	【達成】
元年度目標	所要の政令・内閣府令を整備等	
元年度実績	・ 暗号資産交換業等を巡る諸問題について利用者保護の確保とイノベーションとのバランスに配慮しつつ、制度的な対応を検討した「仮想通貨交換業等に関する研究会」における検討結果等を踏まえた「情報通信技	

		術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月31日に成立、同年6月7日に公布されました。これを受けて、改正法の細則を定める等、関係政令・内閣府令等の策定を行い、令和2年4月3日に公布しました（改正法及び関係政府令等は同年5月1日に施行）。
指標② [主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備		【達成】
元年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
元年度実績	平成30事務年度及び令和元事務年度の「実践と方針」を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等のモニタリングやサイバーセキュリティ演習等を通じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る態勢整備状況を検証しました。	
指標③ [主要]保険会社等における更なる態勢整備		【達成】
元年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた、経営レベルでの議論や、社内各部門の連携状況・取組みをモニタリングし、より優れた業務運営に向けた商品設計や募集管理態勢等の整備を促していく	
元年度実績	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い（令和元年10月21日）、商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査の実施を明確にしました。また、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた経営レベルでの議論や、社内各部門の連携状況・取組みをモニタリングし、より優れた業務運営に向けた態勢整備がなされているか等の観点から対話を行いました。	
指標④ [主要]日本郵政グループにおける態勢整備		【未達成】
元年度目標	適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善やグループとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促していく	
元年度実績	- かんぽ生命及び日本郵便に対しては、不適正な保険募集事案について、立入検査を実施し、その結果等を踏まえ、3か月間の一部業務停止命令及びガバナンスの抜本的な強化を含む業務改善命令を発出しました。 - 日本郵政に対しては、グループガバナンス態勢の構築などを含む業務改善命令を発出しました。 - ゆうちょ銀行に対しては、投資信託販売に関し、高齢者の勧誘等、顧客本位の業務運営の状況についてモニタリングを行いました。	
指標⑤ [主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備		【達成】
元年度目標	必要に応じて監督指針の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	

元年度実績	・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い（令和元年9月30日）、暗号資産等に投資する投資信託等の組成・販売についての留意事項を定めました。また、「令和元事務年度実践と方針」を踏まえ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けモニタリングを行いました。	
指標⑥ [主要]貸金業者における更なる態勢整備		【達成】
元年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	
元年度実績	・ 元年10月に監督上の重点事項（着眼点）を作成しました。これらを踏まえ、貸金業者については、財務局及び自主規制機関と連携しつつ、ヒアリング等を通じて実態把握を行い、適正な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。 ・ 元年12月、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえた監督指針の見直しを行い、改正をしました。	
指標⑦ [主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備		【達成】
元年度目標	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	
元年度実績	・ 元年10月に監督上の重点事項（着眼点）を作成しました。これらを踏まえ、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、財務局等と連携しつつ、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証を行い、適正な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。 ・ キャッシュレス決済機能を提供する事業者に対し、不正アクセスに備えた十分なセキュリティ対策等を促すため、個人情報保護委員会及び経済産業省とともに事業者に向けた注意喚起を実施・公表しました（元年8月）。 ・ 前払式支払手段発行者として無届出の海外ゲーム事業者向けに、資金決済法について周知を行うため、どのようなゲームアイテムが資金決済法の前払式支払手段発行者の届出の対象となるか等につき示したパンフレット（日本語、英語、中国語併記）を公表・配布するなどの対応を行いました（元年10月等）。	
指標⑧ [主要]無登録業者等に対する適切な対応		【達成】
元年度目標	無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う	
元年度実績	・ 金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を42件実施しました。 ・ 証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた3件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 ・ 本年2月より、金融庁による公表内容について、Twitterにおいて情	

	報発信を行うことにより投資者への注意喚起を強化しました。		
指標⑨ 相談室相談員の研修受講状況			【達成】
基準値	実績		目標値
30 年度	元年度		元年度
5 回	5 回		5 回
指標⑩ 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況			【達成】
基準値	実績		目標値
30 年度	元年度		元年度
2 回	2 回		2 回
金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務運営態勢等について、「各機関の業務改善に資する取組み」等をテーマとして、更なる改善点等について議論を行いました。			
指標⑪ 財務局及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ※			【達成】
元年度目標	ほぼ全ての市区町村（99％）において設置されている状況		
元年度実績	ほぼ全ての市区町村（99％）において設置されています。		
指標⑫ 多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況			【達成】
元年度目標	多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う		
元年度実績	相談窓口の周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット、ポスター及びポケットティッシュを作成し、関係機関を通じて配布しました。		
指標⑬ 財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施			【達成】
元年度目標	各財務局において実施		
元年度実績	多重債務相談に有用な知識の習得のため、財務局において、ギャンブル等依存症の専門家等を講師とする研修を実施し、管内地方自治体の多重債務相談員等の相談体制強化をバックアップしました。		
指標⑭ ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組みの状況			【達成】

	元年度目標	連携強化に向けた取組を行う
	元年度実績	- ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく厚生労働省からの通知（各地域の包括的な連携協力体制の構築に係る通知）を受け、財務局及び地方自治体に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有等を図り、多重債務相談対応において活用するよう事務連絡を発出しました。 - 多重債務相談員向けに配付しているギャンブル等依存症関連相談への対応マニュアルについて、円滑な連携・相談対応に資するよう、有識者や相談員の意見も踏まえ、令和2年3月に再度改訂しました。
指標⑮	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	
	元年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う
	元年度実績	「令和元事務年度実践と方針」において、「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めており、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組状況を検証しました。 - 偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を当庁ウェブサイトにおいて公表しました（令和元年6月、10月、12月、令和2年3月）。 - メールやショートメッセージ（SMS等）を用いたフィッシング等によりインターネットバンキング利用者のID・パスワード等を盗み、預金を不正に送金する事案が多発したことから、当庁ウェブサイトにおいて注意喚起を公表（令和元年11月、12月）。業界団体との意見交換会においては、金融機関に対しインターネットバンキングに係るセキュリティ対策の有効性を確認するなどフィッシング詐欺被害防止に取り組むよう対応を促しました（令和元年11月、令和2年2月）。 - 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施しました。
指標⑯	不正利用口座への対応状況	
	元年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施
	元年度実績	金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、令和2年3月末時点で89件の利用停止、107件の強制解約等の措置を行いました。（30年度：利用停止115件、強制解約128件）
指標⑰	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況	
	元年度目標	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す

元年度実績	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行いました。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促しました。これらの取組により、被害者の申請に基づく返金額について、元年度は約7億円となっています。
指標⑱ 暗号資産交換業における態勢整備	
元年度目標	資金決済法等改正法の施行に向けて、暗号資産交換業者における実効性のある態勢整備、自主規制機能の早期確立の促進、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携、モニタリング体制・手法の検討を進めていく
元年度実績	- 暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関との連携を強化しつつ、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ、事務ガイドラインを改正し（元年9月）、業者に求められる体制整備等の内容を明確化する等の対応を行いました。また、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施しました。新規登録申請業者に対しては、登録審査プロセスの透明性を高めつつ、業務運営体制の実効性について厳正な登録審査を行いました。 - 無登録で暗号資産交換業を行っている者と疑われる者21先に対して照会書を発出し（31年4月～2年3月）、うち3先には警告書を発出するとともに、社名等を公表しました（元年6月、12月及び2年1月）。 - 暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施しました（31年4月）。 - 各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル（元年9月）を実施する等、国際的な連携を強化しました。

※ 「財務局（等）及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況」に関し、過年度に公表した「事前分析表」及び「実績評価書」記載の設置市区町村数（実数）に正確性が確認できないものがありましたので、以下のとおり、実数の削除又は置換えを行います。

【対象】平成27年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度の「実績評価書」並びに平成30年度の「事前分析表」

【内容】平成27年度時点、平成28年度時点、平成29年度時点及び平成30年度時点の実数を削除又は同時点の設置率（（約）99%）に置換え

（注）以上は、令和元年12月に公表した「実施施策に係る事前分析表」に掲載した内容を再掲するものです。

参考指標	
指標①	各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況 ＜受付件数等＞
元年度実績	- 苦情処理手続受付件数7,116件、紛争解決手続受付件数1,371件（元年度） - 苦情処理手続受付件数7,377件、紛争解決手続受付件数1,666件（30年度）
指標②	・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数
元年度実績	・0件（30年度：0件）
指標③	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数

元年度実績	・ 元年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、37,518 件です。(30 年度の受付件数は、36,858 件)
指標④ ・財務局及び地方自治体における多重債務相談件数	
元年度実績	・ 財務局及び地方自治体の元年の相談件数の合計は約 3 万件。
指標⑤ 金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数	
元年度実績	・ 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、令和 2 年 3 月末時点で 220 件の情報提供を行いました。(平成 30 年度：291 件)
指標⑥ インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況<件数・金額>	
元年度実績	・ 各類型による被害発生状況は以下のとおりです。(令和元年 12 月末時点) ① 偽造キャッシュカード：166 件、125 百万円 (平成 30 年度：274 件、94 百万円) ② 盗難キャッシュカード：11,177 件、8,350 百万円 (平成 30 年度：13,441 件、9,405 百万円) ③ 盗難通帳：23 件、22 百万円 (平成 30 年度：42 件、24 百万円) ④ インターネットバンキング：1,503 件、1,836 百万円 (平成 30 年度：396 件、884 百万円)
指標⑦ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況<金額> ※預金保険機構公表資料	
元年度実績	・ 162 億円(被害者への返金額(元年度末までの累計))(前年度末：155 億円)
指標⑧ 振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料	
元年度実績	・ 令和元年の振り込め詐欺等の被害は、16,836 件、約 302 億円です。(平成 30 年：17,844 件、約 383 億円)
指標⑨ ・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数	
元年度実績	・ 3 件(30 年度：2 件)

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B (相当程度進展あり)
	【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護の観点から、政府令の整備(測定指標①)や情報セキュリティ管理態勢及びサイバーセキュリティに係る態勢整備状況の検証(測定指標②)、顧客本位の業務運営を促すべく保険会社等と対話を行う(測定指標③)など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備を進めました。 日本郵政グループに対し、業務改善計画の発出等により、適切な顧客対応及び保険募集態勢等の抜本的な改善やグル

	ープとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促したものの、業務改善計画の着実な実施など、適切な態勢整備を引き続き促していく必要があることから、当該目標については未達成となりました（測定指標④）。 暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関との連携を強化しつつ、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ事務ガイドラインを改正し、機動的かつ深度あるモニタリングを行うとともに、業務運営体制の実効性に関する厳正な登録審査の実施、無登録業者に対する対応等の取組を実施しました。暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し利用者に対する注意喚起を実施したほか、暗号資産ラウンドテーブルの実施等を通じ国際的な連携の強化を行いました。更に、「仮想通貨交換業等に関する研究会」における必要な制度的対応の検討を踏まえた改正法の成立を受け、関係政令・内閣府令等の策定を行いました。（測定指標①・⑱） 「保険会社向けの総合的な監督指針」（測定指標③）及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（測定指標⑤）や、貸金業者や前払式支払手段発行者及び資金移動業者に対するヒアリング等を通じた実態把握を行いました（測定指標⑥⑦）。更に、インターネットバンキング等金融犯罪の防止のため、「令和元事務年度実践と方針」を踏まえた金融機関におけるセキュリティ対策等の取組状況の検証を行うとともに、業界団体との意見交換会において適切な対応を促す（測定指標⑬）など、多くの測定指標で目標を達成しました。 上記のとおり、一部の測定指標が未達成となったことから、評価結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。 【効率性及び有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中においては、引き続き、利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、日本郵政グループにおける業務改善計画の着実な実施など、金融機関等の適切な態勢整備を引き続き促して

いく必要があります。

また、金融機関等による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関等が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。

【 施 策 】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関等の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。

- 【測定指標】**
- ① 引き続き、利用者保護の観点から、所要の政令・内閣府令の整備など、制度整備を進めていきます。
 - ② 引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため、銀行法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
 - ③ 引き続き、保険会社等の適切な態勢整備を促すため保険業法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
 - ⑤ 引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、金商法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
 - ⑥ 引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督を行っていきます。
 - ⑦ 引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適正な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督を行っていきます。
 - ⑧ 投資者保護のため、引き続き無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、裁判所への申立ての実施状況を確認します。
 - ⑨ 引き続き当相談室の職員に対する研修を計画し、着実に実行していきます。
 - ⑩ 引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行います。
 - ⑪ 引き続き、財務局及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況を注視します。

	⑫ 引き続き、多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動を行います。 ⑬ 引き続き、財務局における管内自治体の相談員等向け研修を実施します。 ⑭ 引き続き、ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組みを行います。 ⑮ 利用者保護のため、引き続き偽造キャッシュカード等の金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況を確認します。 ⑯ 利用者保護のため、引き続き不正利用口座への対応状況を確認します。 ⑰ 引き続き、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知を図ります。 ⑱ 引き続き、暗号資産交換業者の登録審査・モニタリングや自主規制団体との連携等を通じた、業者における実効性のある態勢整備及び適切な業務運営の確保のほか、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携の強化等に取り組んでまいります。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねた。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努めました。 ・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施しました。 ・保険会社については、商品審査の段階から従来以上に、商品の狙い・見込み顧客層、保険募集管理等の態勢整備の状況を確認すべく「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、審査を行いました。さらに、態勢整備を含む顧客本位の業務運営が行われているかという観点から、経営レベルの議論や取組みを把握する包括的なモニタリングを実施しました。 ・かんぽ生命及び日本郵便に対しては、保険商品販売に係る不適切事案の根本原因の究明及び営業目標・インセンティブのあり方、コンプライア

ンスを遵守するカルチャーの醸成、適切な実態把握に基づく経営陣によるリーダーシップの下でのガバナンスの発揮状況等について検証するため、立入検査を実施しました。検査結果等を踏まえ、3か月間の一部業務停止命令及びガバナンスの抜本的な強化を含む業務改善命令を発出しました。

- ・日本郵政に対しては、保険持株会社としての実効的な統括・調整機能を発揮するためのグループガバナンス態勢の構築などを含む業務改善命令を発出しました。
- ・ゆうちょ銀行に対しては、投資信託販売に関し、郵便局を含めた現場レベルにおける高齢者の勧誘や適合性の確認等、顧客本位の業務運営の状況についてモニタリングを実施しました。
- ・少額短期保険業者については、最低基準を満たした業務運営が行われているか、ガバナンス、人的構成等について適切な態勢整備がなされているかという観点からモニタリングを実施しました。また、保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置適用業者の監督に当たっては、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況について確認し、対応を求めました。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施しました。
- ・貸金業者については、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る観点から、十分な態勢を整備するよう指導・監督しました。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組むとともに、新たな形態のヤミ金についても、貸金業該当性に係る法令解釈の公表や利用者向け注意喚起を実施するなど、必要な対応を行いました。
- ・暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関との連携を強化しつつ、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ、元年8月に事務ガイドラインを改正し、業者に求められる体制整備等の内容を明確化する等の対応を行いました。また、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施しました。新規登録申請業者に対しては、登録審査プロセスの透明性を高めつつ、業務運営体制の実効性について厳正な登録審査を行いました。
- ・無登録で暗号資産交換業を行っていると疑われる者 21 先に対して照会書を発出し、うち3先には警告書を発出するとともに、社名等を公表しました（元年6月、12月及び2年1月）。
- ・暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施しました（31年4月）。
- ・各国当局や国際機関の参加の下、元年9月に暗号資産ラウンドテーブルを実施する等、国際的な連携を強化しました。
- ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、元年10月に監督上の重点事項（着眼点）を作成し、利用者保護の観点から、適切な業務

	運営やサービスの適切な提供を確保するよう指導・監督しました。 ・キャッシュレス決済機能を提供する事業者に対し、不正アクセスに備えた十分なセキュリティ対策等を促すため、元年8月、個人情報保護委員会及び経済産業省とともに事業者に向けた注意喚起を実施・公表しました。 ・前払式支払手段発行者として無届出の海外ゲーム事業者向けに、資金決済法について周知を行うため、どのようなゲームアイテムが資金決済法の前払式支払手段発行者の届出の対象となるか等につき示したパンフレット（日本語、英語、中国語併記）を公表・配布するなどの対応を行いました。 ・このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、以下の対応を実施しました。 - 保険会社等に対し、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設けること等を要請しました。 - 貸金業者に対し、事業者からの相談等へのきめ細かい対応等を要請しました。
② 利用者保護のための制度・環境整備	・暗号資産交換業等を巡る諸問題について利用者保護の確保とイノベーションとのバランスに配慮しつつ、制度的な対応を検討した「仮想通貨交換業等に関する研究会」における検討結果等を踏まえた「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月31日に成立、同年6月7日に公布されました。これを受けて、改正法の細則を定める等、関係政令・内閣府令等の策定を行い、令和2年4月3日に公布しました（改正法及び関係政府令等は同年5月1日に施行）。 ・無登録業者に係る対応については、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携して対応するとともに、無登録業者に対して、速やかに警告書を発出しました。また、金融庁（財務局）において無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行いました（本年2月より、金融庁による公表内容について、Twitterにおいて情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を強化しました。）。さらに、海外に所在する無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行いました。また、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てにかかる調査も積極的に実施しました。 また、無届出募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行いました。 ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行いました。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進しました。 ・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組

- みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行いました。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。
 - ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組みを促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施しました。
 - ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の自治体における相談体制の強化をバックアップしました。
 - ・ギャンブル等依存症対策基本法の施行も踏まえ、ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（平成31年4月閣議決定）に則し、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を進めました。
- このほか、多重債務問題懇談会等を通じた貸し手・借り手の状況の実態把握を行うとともに、多重債務発生予防のための金融経済教育等を推進しました。
- ・4年4月の成年年齢引下げに向けて、引き続き、今後の業界の貸付方針・取組状況等を把握の上、必要な対応について業界と議論しました。
 - ・銀行カードローンについては、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していくため、各行が多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか、詳細な実態把握を行い、その結果を「銀行カードローンのフォローアップ調査」として、元年9月に公表しました。調査の結果、全体として、融資審査態勢の見直し等の業務運営の改善に向けた取組が進んでおり、業界としての業務運営水準の高まっている状況が認められました。他方、取組が十分に進んでいない銀行や項目も見られたことから、好事例の共有や対話等を通じて具体的な改善を促すなど、個別に早急な対応を促しています。
 - ・インターネット等を利用した非対面取引について、顧客のIDやパスワードの詐取により顧客本人になりすまし、顧客本人が意図しない取引を行うといった不正な取引が認められる等、犯罪手口がますます巧妙化・多様化している中、引き続き、金融機関に対する被害状況のヒアリング等を通じて、こうした不正取引の防止に向けた態勢の整備を促しました。
 - ・預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施しました。また、金融機関

	における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証しました。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認し、官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底しました。 ・このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、以下の対応を実施しました。 - 金融機関との取引（資金繰り等）に係る相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設しました。 - 金融機関等に対し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた顧客から支払猶予等の申出を受け、一定期間猶予した場合には、信用情報機関に延滞情報として登録しないことを要請しました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	17	44	38	40
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	17	44		
	執行額 (百万円)		15	23		

学識経験を有する 者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和 2 年 6 月 ● 日）
政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について（金融庁 2 年 1 月） (https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200114/20200114.html) 【測定指標②】 ・「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年 9 月 26 日公表） ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年 8 月 28 日公表） 【測定指標③】 ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年 8 月 28 日公表） 【測定指標⑤】 ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年 8 月 28 日公表） 【測定指標⑥】 ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年 8 月 28 日公表）

	・照会に対する回答（文書） （https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/index.html#001） 【測定指標⑦】 ・キャッシュレス決済機能を提供する事業者の皆様への注意喚起 （https://www.fsa.go.jp/policy/shikinkessai/01.pdf） ・「ゲーム事業者は資金決済法に基づく届出が必要です！」 （https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/2019game.pdf） 【測定指標⑧】 ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について （https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html） ・裁判所への申立ての実施状況 （https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm） 【測定指標⑩】 ・第 57 回金融トラブル連絡調整協議会資料（金融庁 令和元年 6 月 26 日公表） ・第 58 回金融トラブル連絡調整協議会資料（金融庁 令和 2 年 1 月 15 日公表） 【測定指標⑫】 ・多重債務者相談強化キャンペーン 2019 の実施について （https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign2019.html） 【測定指標⑭】 ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成 31 年 4 月 19 日閣議決定） ・「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」 （https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/gambling/20200331.html） 【測定指標⑮】 ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（金融庁 令和 2 年 3 月 17 日公表） 【測定指標⑯】 ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（金融庁 令和 2 年 4 月 30 日公表） 【測定指標⑰】 ・振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ （https://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html） 【測定指標⑱】 ・事務ガイドラインの一部改正案に対するパブリックコメントの結果について（金融庁 元年 9 月） （https://www.fsa.go.jp/news/r1/virtualcurrency/20190903.html） ・無登録で仮想通貨交換業を行う者の名称等について（金融庁 2 年 1 月更新）
--	---

	(https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/kasoutsuka_mu_touroku.pdf) ・仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！（金融庁・消費者庁・警察庁 31 年 4 月 17 日更新） (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/) ・暗号資産に関する第 2 回監督・監視ラウンドテーブルー国際協調の新しい段階に向けてー（金融庁 元年 9 月） (https://www.fsa.go.jp/news/rl/virtualcurrency/20190909.html)
担当部局名	監督局 総務課監督調査室、総務課、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課 企画市場局 総務課調査室、総務課信用制度参事官室、総務課 A D R 室、企業開示課、市場課 総合政策局 総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課フィンテックモニタリング室 証券取引等監視委員会事務局 総務課
政策評価実施時期	令和 2 年 6 月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅲ－１)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、タイムリーな市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。 (施策Ⅰ－１②参照) 【根拠】 ・ 金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等 ・ 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第 10 期) ・ 利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～ (令和元事務年度) (令和元年 8 月 28 日公表)

測定指標		
指標① [主要]タイムリーな市場監視、深度ある調査・分析の実施		【達成】
元年度目標	マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析等の実施	
元年度実績	・ 問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視を行うほか、深度ある調査・分析に取り組みました。 ・ 具体的には、市場監視においては、グローバルなマクロ経済やマーケット等の変化が上場企業の業績等に及ぼす影響を分析し、内外のリスクや環境変化に着目した市場監視を行いました。例えば、内外の経済動向や収益状況などを考慮した個別企業の分析を実施した他、分析に当たっては、民間の有識者等へのヒアリングによる情報収集も行い、分析結果については、証券監視委内部及び金融庁の関係部署と情報共有を行いました。 ・ 開示検査においては、日本を代表するグローバル企業による開示規制違反の事案やマクロ経済環境の変化の企業業績への影響に起因する不適正な会計処理の事案等の発生を踏まえ、大規模上場会社等に対する継続的な監視の実施に加え、経営環境の変化を考慮した深度ある調査・分析を行い、開示規制違反が疑われる上場会社の早期発見に努めました。	
指標② [主要]市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討の実施		【達成】

元年度目標	デジタライゼーションの進展や新しい商品・取引の出現等、市場動向を監視し、改善に向けた検討を実施	
元年度実績	- デジタライゼーションの進展や暗号資産デリバティブ取引等の新しい商品・取引の出現等、市場で起こっていることを常に注意深く監視し、市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討を進めました。 - また、市場監視の中期的な方針及び目標達成のための施策等を示すものとして、「中期活動方針（第10期）」を策定・公表しました。その策定に際しては、大きく変化する資本市場の中における、当面の課題を見据えて、高齢者を含む多様な投資者の保護に向けた取組みの推進、低流動性ファンド等への資金流入に伴うリスクへの目配り等、新たな観点を明示しました。	
指標③ [主要] 迅速・効率的な検査・調査の実施		【達成】
元年度目標	課徴金制度の積極的な活用	
元年度実績	- 事案が大型化・複雑化する中、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行いました。 - 不公正取引に対しては、早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全は情報技術専門官を活用する等して、調査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。 - クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等も活用しつつ、実態解明を行い、課徴金納付命令勧告を行いました。 - より迅速・効率的な開示検査の実施のため、業務フローや業務遂行体制を見直すとともに、事案に応じた機動的・弾力的なチームの編成に努めました。 - また開示検査において、情報収集・分析の結果、不正発生リスクの高いと認められる個社や、経営環境の変化等を踏まえて選定した業界等について、深度ある調査を行い、関係部門に共有しました。	
指標④ [主要] 重大で悪質な事案に対する厳正な対処		【達成】
元年度目標	関係機関とも連携の上、的確に刑事告発等を実施	
元年度実績	- 重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処しました。 - 具体的には、法人及び実質的経営者ら2名が、架空売上を計上する方法により、経常損益などについて虚偽記載した有価証券報告書を提出した事件等、3件の告発を行いました。	
指標⑤ [主要] 法令違反等の背景・原因の究明等		【達成】
元年度目標	再発防止のため、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有	

	元年度実績	・ 検査・調査で法令違反等が認められた場合、行政処分の勧告等を行うだけでなく、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図りました。 ・ 不公正取引については、情報伝達・取引推奨規制違反を含め、上場会社の役員等が関与するインサイダー取引が多数認められていることを踏まえ、取引が行われた上場会社との間で、その背景・原因、再発防止策について対話を行い、問題認識の共有に努めました。 ・ また、インサイダー取引の勧告事案に関し、発行体の情報管理状況を把握するために、内部管理態勢のチェックリストに基づき、ヒアリングを実施し、内部管理態勢の改善を促しました。 ・ 開示規制違反について、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示のための体制構築・整備を促し、再発防止を図りました。その上で、適正な情報開示のための体制構築・整備を積極的に行わない上場会社に対しては、開示規制違反の再発を防止する観点から、関係機関（金融商品取引所、会計監査人）等と連携しました。 ・ 証券検査においても、問題が顕在化していないものの、検査において改善が必要な事項が認められた場合には、問題意識を検査先と共有し、違反行為等の再発・未然防止に努めました。 ・ 違反・不適切行為の未然防止のため、個別勧告事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行いました。また、違反・不適切行為による投資者被害の未然防止に資するよう、ウェブサイト等を通じて、投資者に対する注意喚起等の情報発信を行いました。
指標⑥	〔主要〕 グローバルな市場監視への貢献	【達成】
	元年度目標	I O S C O等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを実施 元年度実績 ・ I O S C O等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを通じて、国際的な協力関係を深めました。 ・ I O S C Oの常設会合、年次総会及び東京で開催したアジア太平洋地域委員会会合並びにハイレベル面会を含む海外当局やグローバルに活動する金融機関との面会の場において、クロスボーダー事案やグローバルな市場監視の在り方・取組について積極的に意見交換等を行いました。 ・ 特に、中国当局との間では、日中証券市場協力に関する覚書を踏まえ、第1回日中資本市場フォーラムに参加するとともに、ハイレベル面会や実務者会合を行い、両当局間の協力関係の強化や証券市場を巡る諸問題について意見交換を行いました。 ・ また、東京において、米国や欧州を含む主要各国の証券監督当局・自主規制機関が情報・意見交換を行うラウンドテーブルを開催し、市場監視に係る諸問題について議論しました。
指標⑦	〔主要〕 市場関係者との連携による市場監視機能の強化	【達成】

元年度目標	自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との連携	
元年度実績	- 自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との間で連携を図っていくことにより、全体としての市場監視機能の強化に努めました。 - 国内における自主規制機関等との意見交換等について、19 回開催し、市場におけるその時々諸問題についてタイムリーに認識を共有しました。 - また、個別の勧告事案等の公表のほか、市場における自己規律強化の観点から、各種事例集の公表、ウェブサイト（市場へのメッセージ）等を通じた情報発信、寄稿、講演を積極的に実施し、一般投資家を含む市場参加者等に対し、事案の意義、内容、問題点、証券監視委の活動状況等の情報発信の充実に努めました。	
指標⑧ 【主要】 I T の活用		【達成】
元年度目標	D F 技術の一層の向上及びシステム環境の高度化等を実施	
元年度実績	- D F 技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を継続的に推進しました。 - より効果的・効率的な市場監視を実現するため、D F のデータの解析品質の向上やデータの適切な管理のための環境整備として、調査対象となる電子機器の多様化・高度化・大容量化に対応すべく、全文検索サーバの増強等、資機材の追加調達を行いました。 - また、高速取引の普及等、市場環境の変化に適切に対応できるよう、市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システムの機能を強化しました。 - 調査・検査等の効率化を図る観点から、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）に基づき、金融機関や関係行政機関と連携して、金融機関への預貯金等照会業務のデジタル・オンライン化に取り組みました。	
指標⑨ 【主要】 人材の育成		【達成】
元年度目標	市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成	
元年度実績	- 市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組みました。 - I T の進展等を背景に金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化する中、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材を育成するため、検査・調査等に資する I T 人材育成を目的とした I C T（Information and Communication Technology：情報通信技術）研修を含め、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについて研修等を実施した他、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を実施しました。	
参考指標		
指標① 取引審査実施状況<内容・件数>		

	元年度実績	- 取引審査件数：1,061 件 (うち、インサイダー取引：976 件、価格形成：78 件ほか) - 取引審査件数は 7 年連続で 1,000 件を超えました。
指標② 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数>		
	元年度実績	課徴金納付命令勧告：29 件 (うち、インサイダー取引：24 件、相場操縦：5 件)
指標③ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>		
	元年度実績	検査終了件数：18 件 (うち、課徴金納付命令勧告：6 件)
指標④ 課徴金納付命令の実績<内容・件数>		
	元年度実績	課徴金納付命令：49 件 (うち、不公正取引：42 件、有価証券報告書等の虚偽記載等：7 件)
指標⑤ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>		
	元年度実績	告発件数：3 件 (うち、損失補填：1 件、虚偽有価証券報告書提出：1 件、インサイダー取引：1 件)
指標⑥ 海外当局への情報提供依頼の実施状況<内容・件数>		
	元年度実績	証券監視委による海外当局への情報提供依頼件数：25 件 (うち、インサイダー取引：18 件、相場操縦：5 件、有価証券報告書等の虚偽記載：2 件)
指標⑦ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>		
	元年度実績	- 意見交換会等の実施：19 件 (うち、日本証券業協会：5 件、証券取引所：9 件、投資信託協会：1 件、投資顧問業協会：1 件、第二種金融商品取引業協会：1 件、日本証券クリアリング機構：1 件、証券保管振替機構：1 件) - 講演の実施：26 件、寄稿の実施：25 件

評価結果	
目標達成度の測定結果	B (相当程度進展あり)
	【判断根拠】 - 問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視を行うほか、深度ある調査・分析に取り組みました (測定指標①)。 - 現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討を進めた他、市場監視の中期的な方針及び目標達成のための施策等を示すものとして、「中期活動方針 (第 10 期)」を策定・公表しました (測定指標②)。 - 課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に

	行い、重大で悪質な事案については、厳正に対処しました（測定指標③④）。 ・ また、検査・調査で法令違反等が認められた場合、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図りました（測定指標⑤）。 ・ 当局間における国際的な協力関係を深め、グローバルな市場監視に貢献しました（測定指標⑥）。また、自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との間で連携を図っていくことにより、全体としての市場監視機能の強化に努めました（測定指標⑦）。 ・ D F 技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を継続的に推進した他（測定指標⑧）、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組みました（測定指標⑨）。 ・ しかしながら、資本市場における大きな環境変化の中、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針（第 10 期）等に基づく更なる市場監視機能の強化に取り組むべきことから、測定結果は「B」としました。
施策の分析	【必要性】 市場のグローバル化やデジタル化の進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保に向け、網羅的（広く）・機動的で（早く）、深度ある（深く）市場監視を実施することが求められています。 【効率性】 タイムリーな市場監視、深度ある調査・分析の実施により、潜在リスクに着目した効率的な情報収集・分析を行いました。また、迅速・効率的な検査・調査の実施や、グローバルな市場監視への積極的な貢献、市場関係者との連携による市場監視機能の強化、IT の活用等、効率的な市場監視を実施しました。 【有効性】 現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討を進め、より効果的な市場監視を実施しました。 また、違反行為者について課徴金納付命令勧告等を行うだけでなく、法令違反等の背景・原因の究明等を行い対話・情報発信等再発防止に努め、重大で悪質な事案に対しては、厳正な対処を行いました。 更に、グローバルな市場監視への積極的な貢献、市場関係者との連携による市場監視機能の強化、IT の活用や人材育成に取り組む等、効果的な市場監視を実施しました。

今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 不公正取引等の事案については、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行っていく一方、重大で悪質な事案に対しては、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対処する必要があります。 また、問題の早期発見のため、情報の収集・分析能力を強化するとともに、再発防止・未然防止につながるよう、対外的な情報発信等も充実させる必要があります。 【 施 策 】 内外環境を踏まえた情報収集力の向上、深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施、再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進等の市場規律強化に向けた実効的な取組み、デジタルイゼーション対応と戦略的な人材の育成、国内外の各機関等との連携、を引き続き進めていきます。 【測定指標】 ① タイムリーな市場監視、深度ある調査・分析の実施（マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析等の実施） ② 市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討の実施（デジタルイゼーションの進展や新しい商品・取引の出現等、市場動向を監視し、改善に向けた検討を実施） ③ 迅速・効率的な検査・調査の実施（課徴金制度の積極的な活用） ④ 重大で悪質な事案に対する厳正な対処（関係機関とも連携の上、的確に刑事告発等を実施） ⑤ 法令違反等の背景・原因の究明等（再発防止のため、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有） ⑥ グローバルな市場監視への貢献（IOSCO等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを実施） ⑦ 市場関係者との連携による市場監視機能の強化（自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との連携） ⑧ IT の活用（DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化等を実施） ⑨ 人材の育成（市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成）
----------------------------	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 内外環境を踏まえた情報力・事案発掘力の強化	- 問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視を行うほか、深度ある調査・分析に取り組みました。 - デジタルライゼーションの進展や新しい商品・取引の出現等、市場で起こっていることを常に注意深く監視し、市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けて検討を進めました。 (詳細は測定指標①②に係る「令和元年度実績」欄参照)
② 迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施	- 事案が大型化・複雑化する中、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行いました。 - クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等も活用しつつ、実態を解明し、適切な法執行を行いました。 - 重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処しました。 (詳細は測定指標③④に係る「令和元年度実績」欄参照)
③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組	- 検査・調査で法令違反等が認められた場合、行政処分の勧告等を行うだけでなく、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図りました。 - IOSCO 等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを通じて、国際的な協力関係を深めました。 - 国際機関、海外当局、自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との間で連携を図り、全体としての市場監視機能の強化に努めました。 (詳細は測定指標⑤⑥⑦に係る「令和元年度実績」欄参照)
④ デジタルライゼーションの活用及び人材の育成	- デジタルライゼーションの高度化、電子機器やITサービスの多様化及びデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジックにかかる外部講習会への参加、システム環境の整備を行い、デジタルフォレンジック技術の向上及びシステム環境の高度化を図りました。 - デジタルライゼーションの進展等を背景に金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化する中、ICT研修の実施等、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成に取り組みました。 (詳細は測定指標⑧⑨に係る「令和元年度実績」欄参照)

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	243	347	265	218
		補正予算	▲3	▲0	▲0	—
		繰越等	—	—		
		合 計	240	347		
	執行額 (百万円)		175	300		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和２年〇月〇日）
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①～⑨】 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期） ～信頼され魅力ある資本市場のために～（証券取引等監視委員会令和２年１月 24 日公表） ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（令和元事務年度）～」（金融庁令和元年 8 月 28 日公表）
担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総合政策局 総務課審判手続室
政策評価実施時期	令和２年 6 月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅲ-2)

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること
目標設定の考え方・根拠	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。 【根拠】 ・「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定） ・「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定） ・「未来投資戦略2017」（29年6月9日閣議決定） ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年8月28日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日） ・企業会計審議会「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方に関する当面の方針」（25年6月19日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28年3月8日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30年7月5日、元年9月3日） ・「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（31年1月22日）

測定指標		
指標①	〔主要〕企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）を踏まえた取組みの促進	【達成】
元年度目標	報告書を踏まえた必要な取組みを実施	
元年度実績	・ 報告書を踏まえ、ルールへの形式的な対応に留まらない経営戦略やリスクなどの記述情報の開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」を公表するとともに、「記述情報の開示の好事例集」を更新しました（元年11月、12月）。 ・ 有価証券報告書における経営戦略等の記述情報の充実に係る改正が2年	

		3 月期から適用されることから、その円滑な実施に向けた取組みとして、企業の経営者等に対して講演会を実施しました（31 年 4 月～2 年 3 月）。また、主に上場企業における開示充実に当たっての悩みに焦点を当てた「記述情報の開示の充実にに向けた研修会」を実施し、当該資料を金融庁ホームページに掲載しました（2 年 3 月）。	
指標②		金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	【達成】
元年度目標		ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施	
元年度実績		- 有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について公表しました。（2 年 3 月） - 有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対し、7 件の課徴金納付命令の決定を行いました。 - 無届募集の疑いがあることが判明した場合には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、有価証券届出書等の提出を慫慂しました。	
指標③		有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率（システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）	【達成】
基準値		実績	
30 年度		元年度	目標値
100%		100%	元年度
			99.9%
指標④		〔主要〕我が国において使用される会計基準の品質向上	【達成】
元年度目標		国際会計基準（I F R S）の任意適用企業の拡大促進等の取組みを推進	
元年度実績		- 関係機関と連携し、以下の取組みを推進・実施するとともに、企業会計審議会総会・会計部会（元年 9 月開催）において、これらの取組状況について審議を行いました。 i）I F R S 任意適用企業の拡大促進 - I F R S 任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、元年度末時点で 231 社（30 年度末 213 社）、全上場企業の時価総額の 37.2%（30 年度末 34.7%）まで増加しました。 - I F R S への移行を容易にさせる観点から、内閣府令を改正し、I F R S 任意適用企業の有価証券報告書における日本基準と I F R S との差異の継続的な開示を廃止しました（2 年 3 月）。 ii）I F R S に関する国際的な意見発信の強化 - のれんの会計処理については、我が国の関係者が連携して、企業会計基準委員会において、国際会議の場で意見発信等を行っています。 iii）日本基準の高品質化 - 企業会計基準委員会において、「時価の算定に関する会計基準」等を公表	

		しました（元年7月）。また、「収益認識に関する会計基準」、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を公表しました（2年3月）。 - 金融庁では、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたことを受け、内閣府令を改正しました（2年3月）。 iv) 国際的な会計人材の育成 - 財務会計基準機構が中心となり、国際会計人材ネットワークの登録者等を対象に、定例会（元年9月）を開催しました。これまでの取組み等により、登録者数は1,120名まで増加しました（2年2月）。
指標⑤ [主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組みの実施状況		【達成】
	元年度目標	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組みを実施、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化
	元年度実績	- 会計監査に関する情報提供の充実に向けて、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（31年1月）及び監査基準の改訂（元年9月）を受け、通常とは異なる監査意見が出された場合や監査人の異動があった場合の説明・情報提供に関し、内閣府令等について所要の改正を行いました（元年6月及び12月）。 - 監査報告書の透明化に係る監査基準の改訂（30年7月）を受け、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」等が改訂された（元年12月）ことを踏まえ、内閣府令等について所要の改正を行いました（2年3月）。 「監査上の主要な検討事項」に関する監査法人の取組みについてヒアリングを実施し、早期適用に関する動向などを把握しました。 - 監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、公認会計士・監査審査会とも連携し、監査法人に対するモニタリング等を通じて検証を行いました。 - 監査法人の独立性確保のための取組みとして、大手監査法人の運用実態や海外での最近の議論の動向も踏まえ調査・研究を行い、監査法人のローテーション報告書（第二次報告）を公表しました（元年10月）。 31年4月に開催されたI F I A Rの第19回ギリシャ本会合では、代表理事国として監査の未来や在り方に関する議論に貢献するとともに、ワーキング・グループの活動においても、執行ワーキング・グループ副議長をはじめ、個別プロジェクトのリーダーを務めるなど積極的に議論に参加・貢献しました。 - 元年6月、日本I F I A Rネットワーク総会を主催し、I F I A Rにおける議論を国内のステークホルダーに還元しました。 - I F I A R事務局の円滑な運営のため、必要な支援を引き続き行いました。
指標⑥ [主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況		【達成】
	元年度目標	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施

	元年度実績	・ 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備・運用状況を確認する等、適切な監督を実施しました。 ・ 監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策へ反映させているかについて検証しました。 ・ 大手・準大手監査法人等が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証しました。 ・ 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認しました。 ・ 品質管理レビューを審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善報告に対する改善計画の実施状況等について検証しました（令和元年度報告徴収件数は、レビュー実施件数 84 件のうち 31 件（実施率 36.9%））。 ・ 審査結果等を踏まえて、9 先の監査法人に対して検査を実施し、当該検査の結果把握した品質管理等の問題点等について改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた 1 先の監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました。		
指標⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの実施状況		【達成】		
	元年度目標	優秀な会計人材確保に向けた取組みを実施		
	元年度実績	・ 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国 20 の大学・高等学校において講演会を実施しました。また、教育委員会等を通じ、高校生に対する講演実施のための広報活動を行いました。		
指標⑧ 国際会計人材ネットワークの登録者数		【達成】		
	基準値	実績		目標値
	30 年度	元年度		元年度
	949 名	1,120 名		1,000 名
参考指標				
指標① 課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞				
	元年度実績	・ 有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対して、7 件の課徴金納付命令を行いました。		
指標② 開示書類の提出会社数（内国会社）				
	元年度実績	・ 4,487 社（30 年度 4,444 社）		
指標③ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数				
	元年度実績	・ 38,704 件（30 年度 40,039 件）		
指標④ EDINETのアクセス件数（API 経由のアクセス件数を含む）				

	元年度実績	・ 25,609 件/月 (30 年度 25,035 件/月)
指標⑤ E D I N E Tの利用者の利便性向上のための取組みの実施状況<内容>		
	元年度実績	・ 2 年度からの次期システムの構築開始を念頭に、元年度に、利用者利便の向上等に資する観点からデータの保存年限の延長等を実現するためのシステム方式等について、金融庁 CIO 補佐官や外部事業者を交えて検討を行い、次期 E D I N E Tの構築のための調達仕様書案を策定するとともに、同仕様書案について関心のある供給者に対し意見招請を行いました (2 年 1 月)。
指標⑥ I F R S の任意適用企業数及びその時価総額の割合		
	元年度実績	・ I F R S 任意適用企業数 230 社 (30 年度末 213 社) ・ 全上場企業の時価総額の割合 37.2% (30 年度末 34.7%)
指標⑦ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>		
	元年度実績	・ 監査法人に対する処分 1 件 (30 年度 1 件) ・ 公認会計士に対する懲戒処分 6 件 (30 年度 3 件)
指標⑧ 監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況<件数>		
	元年度実績	・ 検査件数 9 件 (30 年度 9 件) ・ 勧告件数 1 件 (30 年度 1 件)
指標⑨ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数		
	元年度実績	・ 審査会トップページ 年間件数 1,235,406 件 (30 年度 1,079,431 件) 月間平均件数 102,951 件 (30 年度 89,953 件) ・ 公認会計士試験関係 年間件数 455,637 件 (30 年度 460,038 件) 月間平均件数 37,970 件 (30 年度 38,337 件)

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A (目標達成)
	【判断根拠】 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応 (測定指標①)、I F R S の任意適用企業の拡大 (測定指標④) 及び監査報告書の透明化に係る所要の内閣府令等の整備 (測定指標⑤) 等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。 また、有価証券報告書レビュー (測定指標②) や「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を受けた所要の内閣府令の整備等 (測定指標⑤)、I F I A R への積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化 (測定指標⑤)、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性の検証 (測定指標⑥) 等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組みを行いました。 E D I N E T の稼働率 (測定指標③) については、目標値である 99.9%を確保しました。

	以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組みを行うことは、我が国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に貢献すると考えられます。 【効率性】 以下のように企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関と連携して取組みを行いました。 - 元年度有価証券報告書レビューについて、財務局等と連携し、分析結果を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について公表しました。 - I F R S の任意適用企業の拡大促進等の取組みを実施するに当たり、財務会計基準機構等の関係機関と適切に役割分担し取り組みました。 また、適正な会計監査を確保する観点から、金融庁及び審査会は監査法人等に対する監督・検査等を着実に実施しました。
	【有効性】 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を踏まえ、内閣府令を改正するとともに、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」を公表するとともに、「記述情報の開示の好事例集」を更新しました。加えて、企業の経営者等に対する講演会の実施や、主に上場企業における開示充実に当たっての悩みに焦点を当てた「記述情報の開示の充実に向けた研修会」を実施し、当該資料を金融庁ホームページに掲載しました。これらにより、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組みを進めることができました。 また、監査法人等の監査の質の向上を促すための施策の実効性を確保する観点から、以下の取組みを行いました。 - 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性を検証しました。 - 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制、I T を活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認しました。 - 監査法人等に対する適切な監督、並びに品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び

	検査を実施しました。 ・ 会計監査の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査法人等の状況等について分かりやすい形で情報提供するため、令和元年版モニタリングレポートの公表に取り組みました。 ・ 監査法人等や市場参加者の一層の理解を図るため検査結果事例集の改訂等に取り組みました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 引き続き、企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組みを行う必要があります。 また、新型コロナウイルス感染症への対応として、金融・資本市場関係の負担軽減など必要な措置を実施していく必要があります。 【 施 策 】 企業全体の開示レベルの向上のため、上場企業等に対して記述情報の開示の充実に向けた取組みについて周知活動を行う必要があります。 また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤強化を目指します。 【測定指標】 ① 引き続き、企業による情報開示の質の向上を図るため、経営者の考えが適切に反映された経営戦略やリスク情報などの記述情報の開示の充実に向けた取組みを継続的に実施します。 ② 引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適切性の確保に努めます。 ③ E D I N E Tの安定運用を確保するため、引き続き99.9%以上の稼働率を目標として取り組んでいきます。 ④ 企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組みを進めます。 ⑤ 引き続き、「監査報告書の透明化」について円滑な実施を図るなど、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組みを進めます。 また、I F I A R事務局の円滑な運営に必要な支援と、I F I A R関連活動等への積極的な関与・貢献を継続するとともに、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図ります。 ⑥ 引き続き、適正な会計監査の確保に資するよう、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の

	非違事例等に対して厳正な処分を行うなど、適正な監督を実施するとともに、品質管理レビューのより適切な審査及び監査法人等に対するより実効的な検査を実施していきます。 ⑦ 引き続き、日本公認会計士協会等とも連携しつつ、優秀な会計人材確保に向けた取組みを実施していきます。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価									
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組みの実施	- 有価証券報告書における更なる記述情報の開示の充実に向け、引き続き企業等に対して働きかけを行いました。 - また、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえ公表した、「記述情報の開示の好事例集」（31 年 3 月公表、元年 12 月最終更新）について、引き続き開示の好事例を収集し、更新しました。 - このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融商品取引法に基づく開示書類について、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合の取扱いを金融庁ウェブサイトにて公表しました。								
② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保	- 外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、適正な情報を確保するとともに、法令やガイドライン等の根拠を示すこと等により適切・迅速に回答を行いました。また、有価証券報告書等の受理等に関し、認識の共有化を図るため、財務局等との間で意見交換等を行いました。 - 有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査）②重点テーマ審査（会計基準の改正等があった特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査）、③情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表しました（2 年 3 月）。 - 有価証券報告書虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員会の勧告を受け、7 件の課徴金納付命令の決定を行いました。 【有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】 （単位：件） <table><tr><th>区 分</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>元年度</th></tr><tr><td>課徴金納付命令件数</td><td>2</td><td>8</td><td>7</td></tr></table> （出所）総合政策局総務課審判手続室調 - 無届募集を行う者への対応については、ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集の疑いがあることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出を慫慂しました。 - 上記の取組みにより、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られた	区 分	29 年度	30 年度	元年度	課徴金納付命令件数	2	8	7
区 分	29 年度	30 年度	元年度						
課徴金納付命令件数	2	8	7						

	ものと考えています。また、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書虚偽記載等に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容の正確かつ適時な開示に資することができました。
③ EDINETの整備	・ EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、セキュリティ対策の維持・向上のため、EDINETのトップページ等との通信の暗号化を実施したほか、Java applet の提供ベンダーによるサポート終了にともない、開示書類の提出について Java applet を使用しない方式へ変更する改修を実施しました。 ・ また、2年度に着手するシステム再構築について、金融庁のシステムにおけるリーディングケースとなるべく、構築期間の短縮と費用圧縮の観点を含め、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法の導入について、金融庁内外の関係者と連携しつつ検討を行い、調達仕様書案の内容に反映させるとともに、同仕様書案について関心のある供給者に対し意見招請を行いました。 ・ このような中、EDINETの稼働率は目標値である 99.9%を達成したほか、インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数（API経由のアクセス件数を含む。）は、前年度同等の水準を維持しました。 ・ こうした取組みにより、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供に資することができたと考えています。
④ 我が国において使用される会計基準の品質向上	・ 財務会計基準機構（FAS F）、企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携し、以下の取組みを推進・実施するとともに、企業会計審議会総会・会計部会（元年9月開催）において、これらの取組状況について審議を行いました。これらの取組みにより、我が国において使用される会計基準の品質向上に資することができたと考えています。 i) IFRS任意適用企業の拡大促進 ・ IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、元年度末時点で 231 社（30 年度末 213 社）、全上場企業の時価総額の 37.2%（30 年度末 34.7%）まで増加しました。 ・ IFRSへの移行を容易にさせる観点から、IFRS任意適用企業の有価証券報告書における日本基準とIFRSとの差異の継続的な開示を廃止するため、内閣府令を改正しました（2年3月）。 ii) IFRSに関する国際的な意見発信の強化 ・ のれんの会計処理については、我が国の関係者が連携して、企業会計基

	準委員会において、国際会議の場で意見発信等を行っています。 iii) 日本基準の高品質化 ・ A S B Jにおいて、「時価の算定に関する会計基準」等を公表しました（元年7月）。また、「収益認識に関する会計基準」、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を公表しました（2年3月）。 ・ 金融庁では、時価算定会計基準等が公表されたことを受け、内閣府令を改正しました（2年3月）。 iv) 国際的な会計人材の育成 ・ F A S Fが中心となり、国際会計人材ネットワークの登録者等を対象に、定例会（元年9月）を開催しました。これまでの取組み等により、登録者数は1,120名まで増加しました（2年2月）。
⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組みの実施	・ 監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、公認会計士・監査審査会とも連携し、監査法人に対するモニタリング等を通じて検証を行いました。 ・ 監査法人の独立性確保のための取組みとして、欧州における監査法人のローテーション制度導入後の状況について調査を行った「第一次報告」後の状況変化等も踏まえつつ、国内関係者へのヒアリング等を中心に更なる監査法人のローテーション制度を含め、大手監査法人のパートナーローテーション等の運用実態や海外での最近の議論の動向も踏まえ調査・研究を行い、公表しました（元年10月）。 ・ 会計監査に関する情報提供の充実に向けて、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（31年1月）及び監査基準の改訂（元年9月）を受け、通常とは異なる監査意見や監査人の異動に関し、内閣府令等について所要の改正を行いました（元年6月及び12月）。 ・ 監査報告書の透明化に係る監査基準の改訂（30年7月）を受け、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」等が改訂された（元年12月）ことを踏まえ、内閣府令等について所要の改正を行いました（2年3月）。 ・ 「監査上の主要な検討事項」に関する監査法人の取組みについてヒアリングを実施し、早期適用に関する動向などを把握しました。 ・ I F I A R事務局への支援の継続、I F I A Rにおける議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用したI F I A Rへの積極的な貢献を通じ、グローバルな監査品質向上や各国の監査監督当局との一層の連携強化に取り組みました。
⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督	・ 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備・運用状況を確認する等、適切な監督を実施しました。 ・ 監査品質を向上させるため、トップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなってい

	るか検証しました。 ・ 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認しました。 ・ 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を公認会計士・監査審査会として適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行いました。 ・ モニタリングにより把握した状況については、情報の内容や発信の充実に努めつつ、分かりやすい情報提供を行いました。 ・ 日本公認会計士協会の品質管理レビュー等の実効性向上の進捗等を踏まえ、モニタリングとの実効的な連携等に取り組みしました。
⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	・ 公認会計士試験受験者の裾野をより拡大するため、大学生、高校生向けの講演を実施しました。また、教育委員会等を通じ、高校生に対する講演実施のための広報活動を行いました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	747	690	697	1,347
		補正予算	▲28	176	—	—
		繰越等	315	178		
		合 計	1,034	1,044		
	執行額 (百万円)		837	713		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和2年6月●日）
-----------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標④】 ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 2年3月6日公表） ・ 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の公表（企業会計基準委員会 元年7月4日公表） ・ 改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表（企業会計基準委員会 2年3月31日公表） ・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 2年3月6日公表） ・ 「国際会計人材ネットワーク」の登録リスト（財務会計基準機構 2年2月1日現在）
---------------------------	--

	・国際会計人材ネットワーク定例会（財務会計基準機構 元年 9 月 25 日開催） 【測定指標⑤】 ・監査法人のローテーション報告書（第 2 次報告）（金融庁 元年 10 月 25 日） ・2019 IFIAR Plenary Meeting Press Release（IFIAR 元年 5 月 3 日公表）（https://www.ifiar.org/?wpdmdl=9591） ・Survey of Inspection Findings 2018（IFIAR 元年 5 月 16 日公表）（https://www.ifiar.org/?wpdmdl=9602） ・「日本 IFIAR ネットワーク第 3 回総会議事次第」（金融庁 元年 6 月 12 日公表）（https://www.fsa.go.jp/ifiar/20190612.html） ・The results of a four-year initiative to reduce the inspection findings rate（IFIAR 2 年 1 月 30 日公表）（https://www.ifiar.org/?wpdmdl=10376） ・Survey of Inspection Findings 2019（IFIAR 2 年 2 月 17 日公表）（https://www.ifiar.org/?wpdmdl=10452） 【測定指標⑥】 ・「公認会計士・監査審査会の活動状況」（公認会計士・監査審査会 元年 5 月 7 日公表） ・「監査事務所検査結果事例集（令和元事務年度版）の公表について」（公認会計士・監査審査会 元年 7 月 30 日公表） ・「令和元年版モニタリングレポートの公表について」（公認会計士・監査審査会 元年 7 月 30 日公表） ・「監査事務所等モニタリング基本方針－監査の実効性の更なる向上を目指して－」（公認会計士・監査審査会 元年 5 月 17 日公表） ・「令和元事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（公認会計士・監査審査会 元年 7 月 5 日公表） ・「『公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～』の公表について」（公認会計士・監査審査会 28 年 3 月 24 日公表） ・「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（金融庁、公認会計士・監査審査会 21 年 9 月 14 日公表） ・「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本方針」（公認会計士・監査審査会 22 年 1 月 14 日公表） 【測定指標⑦】 ・「令和元年公認会計士試験の合格発表について」（公認会計士・監査審査会 元年 11 月 15 日公表） ・「令和元年（平成 31 年）の講演会等」、「令和 2 年の講演会等」（公認会計士・監査審査会）（https://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/kouen.html）
--	---

担当部局名	企画市場局 企業開示課 総合政策局 IFIAR戦略企画室、総務課審判手続室 公認会計士・監査審査会
政策評価実施時期	令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(施策Ⅲ-3)

施策名	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の考え方・根拠	我が国の金融・資本市場については、これまでも、市場の活性化や利便性の向上を図るための決済期間の短縮化や総合取引所の実現に向けた働きかけなど、金融・資本市場を取りまく環境変化を踏まえながら、様々な取組を進めてきた。 今後、より一層、株式市場、クレジット市場、デリバティブ市場について、市場機能及び金融仲介機能が十分に発揮されているかどうか、鳥瞰的な観点から点検を行い、総合取引所の実現を含め我が国の金融・資本市場の機能・魅力向上に向けて必要な対応・検討を進めていく必要がある。 【根拠】 ・「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定） ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成28年12月22日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 ・『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（29年5月29日改訂） ・「コーポレートガバナンス・コード」（30年6月1日改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（30年6月1日） ・「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告（30年6月13日） ・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（31年4月24日） ・「成長戦略実行計画」（元年6月21日閣議決定） ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年8月28日）

測定指標	
指標① [主要]コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みの状況	【達成】

元年度目標	投資家と企業の対話の深化に向け、スチュワードシップ・コードについて、2年度内を目途に改訂を行う また、証券市場構造の見直しの動向を踏まえ、各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスの在り方等の検討を行う
元年度実績	31年4月に公表した「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書（「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」）等を踏まえ、スチュワードシップ・コードの再改訂に向けて、元年10月から12月に「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（元年度）を計3回開催しました。 - 同有識者検討会における議論や、元年12月から2年1月まで実施したパブリックコメントの結果等も踏まえ、同年3月にスチュワードシップ・コードの再改訂版を公表しました。 - 再改訂版スチュワードシップ・コードでは、コーポレートガバナンス改革の実効性をより高めるため、サステナビリティの考慮、債券等の資産へのコードの適用、運用機関による情報提供の充実、アセットオーナーの規模や能力に応じたスチュワードシップ活動、議決権行使助言会社の体制整備や透明性の確保、年金運用コンサルタントの利益相反管理等についての項目を新たに盛り込みました。 - 東京証券取引所の市場構造の在り方について、元年5月より、金融審議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループにおいて、上場会社やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、内外の投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、市場構造の見直しに関して6回にわたる議論を行い、同年12月に取りまとめた報告書において各市場のコンセプトに応じたガバナンスの在り方について方向性を示しました。
指標② 〔主要〕資産運用業の高度化に向けた取組みの状況	
元年度目標	投資運用業者における運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に取り組む
元年度実績	海外運用会社における運用の高度化に資する取組みについてモニタリングを実施。モニタリング結果等も踏まえ、国内大手投資運用業者やグループ親会社との間で対話を進めました。
指標③ 〔主要〕「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況	
元年度目標	「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応
元年度実績	金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、日本への拠点開設を検討する海外資産運用業者等から、日本拠点開設に係る金融法令の手続等に関する相談を元年度は54件受け付け、東京都の相談窓口やプロモーション活動等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに9社の業登録が完了しました。
指標④ 海外プロモーション活動等の取組みの状況	

元年度目標	当庁の資産運用業の高度化に係る施策を情報発信するため、海外での東京都等が主催するイベント等への参加等を行う
元年度実績	・ ニューヨークやロンドンで開催された東京都主催のイベントで登壇し、約 170 人の現地金融関係者に対し日本政府として積極的なプロモーションを行っていることをアピールしました。 ・ 東京都と協力し、欧米やアジアの経済海外記者からのインタビューに対応し、日本の取組みが海外メディアの記事に取り上げられました。
指標⑤ 市場機能強化に向けての施策の推進状況	
【達成】	
元年度目標	決済期間短縮化、令和 2 年度上期の総合取引所の実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取組みの支援等を行う
元年度実績	・ 決済期間短縮化については、上場株式・上場投資信託（E T F）・不動産投資信託（R E I T）等の取引の T + 2 化（約定日から 2 日後決済）が実施されました（元年 7 月）。 ・ 総合取引所の実現については、農林水産省及び経済産業省と協議のうえ、金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の対象となる商品（金、銀、白金、パラジウム、原油、くん煙シート、技術的格付けゴム、大豆、小豆、とうもろこし）を指定する告示を発出しました（元年 6 月）。 また、日本取引所グループ（J P X）は、31 年 3 月の東京商品取引所（T O C O M）との統合に向けた基本合意に基づき、T O C O M について、株式公開買付け（T O B）により、元年 10 月 1 日付けで連結子会社、同年 11 月 1 日付けで完全子会社としました。 （2 年 7 月 27 日に、T O C O M から大阪取引所に商品（貴金属、ゴム、農産物）を移管し、大阪取引所において商品関連市場デリバティブ取引の取扱いを開始予定） ・ 清算機関については、J P X 傘下の日本証券クリアリング機構（J S C C）と日本商品清算機構（J C C H）の統合に向けて、商品市場関連デリバティブ取引及び商品先物取引に係る清算制度の制度要綱案が取りまとめられました（2 年 1 月）。 （2 年 7 月 27 日に、J S C C は J C C H を吸収合併し、商品関連市場デリバティブ取引及び商品先物取引の清算を開始予定） ・ 社債市場について、事業会社・投資家・金融機関の具体的な課題を抽出し、多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けた調査・検討を進めていくため、市場関係者から社債市場の動向やその要因等に関するヒアリングを実施しました。 ・ 契約締結前書面等について、顧客に対して重要情報を提供するという制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面に替え、ウェブを活用した情報提供を認める内閣府令の改正を実施しました（2 年 4 月施行）。 ・ ダークプールについては、ダークプール取引の透明化等に向けた対応策として、①ダークプールへの回送条件・運営情報の説明、②価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管について定める、「金融商品

	取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」についてパブリックコメントを募集したところです（２年２月）。規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、今後、所要の手続を経て公布・施行する予定です。 ・ 関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。 ・ E T F 市場の流動性向上を図るためのE T F の設定・交換に係る清算の取扱い開始に向けて、J S C Cや関係者の準備状況を適切にフォローし、促進しました。
指標⑥ 清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組みの状況	【達成】
元年度目標	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す
元年度実績	・ 金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、報告先を取引情報蓄積機関に一本化することを内容とした「金融商品取引法」の改正を含む「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（２年３月）。 ・ 外国清算機関免許制度の例外的取扱を認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するため、政令及び告示の改正に係るパブリックコメントの募集を行いました（２年３月）。 ・ 外国口座管理機関の指定申請及び変更届出手続を見直し、手続の迅速化・簡素化を図り、市場の利便性向上を図るため、「口座管理機関に関する命令」の改正を実施しました（２年２月）。 ・ 店頭デリバティブ取引に関して、国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について円滑な清算を可能とする規定の整備を内容とした「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（令和元年５月成立、同年６月公布）を受けて、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正に係る施行規則の一部を改正する命令等（案）」に関するパブリックコメントの募集を行いました（元年１０月）。 ・ 金融商品取引法上の外国金融商品取引清算機関として、OTC Clearing Hong Kong Limited（元年１２月）及びEurex Clearing AG（２年３月）に対して、新たに免許を付与しました。

		- 金融商品取引業者等から報告を受けている店頭デリバティブ取引情報及び増減要因分析を公表しました（２年３月）。 - 市場の活性化及び市場の利便性の向上のため、ＪＳＣＣの上場デリバティブ部門における損失補償制度見直しについて関係者間の議論を促しました。これを受けてＪＳＣＣにおいて、証拠金をより保守的にするとともに、清算参加者の負担を有限化とする制度要綱案が取りまとめられました（２年１月）。
指標⑦ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組みの状況		【達成】
	元年度目標	全銀協ＴＩＢＯＲ改革の定着の観点から、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関による指標算出業務が適正に実施されているか、日本円ＴＩＢＯＲとユーロ円ＴＩＢＯＲの統合等に向けた取組みが進捗しているかを引き続き確認していくなど、金融指標の信頼性・透明性が維持・向上されるよう取り組んでいく
	元年度実績	全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関による指標算出業務の状況（全銀協ＴＩＢＯＲ改革以後のレートの状況を含む）や日本円ＴＩＢＯＲとユーロ円ＴＩＢＯＲの統合等に係る第１回市中協議の状況について、適切にフォローアップを実施しました。

参考指標		
指標① 指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況		
	元年度実績	- 指名委員会 49.7% （30年 34.3%） - 報酬委員会 52.4% （30年 37.7%）
指標② 独立社外取締役を２名以上選任する企業数（東京証券取引所市場第一部）		
	元年度実績	93.4% （30年 91.3%）
指標③ 買収防衛策の状況		
	元年度実績	国内機関投資家の買収防衛策反対率 77.2% （30年 80.5%）
指標④ スチュワードシップ・コードを受け入れる機関数及び、そのうち個別の議決権行使結果の公表を行う機関数		
	元年度実績	- スチュワードシップ・コードを受け入れる機関 280 機関 （30年 239 機関） - 個別の議決権行使結果の公表を行う機関 124 機関 （29年 109 機関）

評価結果	
目標達成度合い	A（目標達成）

の測定結果	【判断根拠】 投資家と企業の対話の深化に向け、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（元年度）を元年 10 月から 12 月にかけて計 3 回開催し、同有識者検討会の議論とパブリックコメントの結果等も踏まえ、2 年 3 月に再改訂版スチュワードシップ・コードを公表しました（測定指標①）。 東京証券取引所の市場構造の在り方について、金融審議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループにおいて、上場会社やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、内外の投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、市場構造の見直しに関して議論を行い、元年 12 月に取りまとめた報告書において各市場のコンセプトに応じたガバナンスの在り方について方向性を示しました（測定指標①）。 海外運用会社の取組み等も踏まえ、資産運用業の高度化に資する取組みについて検証し、国内大手投資運用業者やグループ親会社との間で対話を進めることで取組みの推進を図りました（測定指標②）。 金融業の拠点開設サポートデスクで受け付けた相談に適切に対応しました（測定指標③）。 当庁の資産運用業の高度化に係る施策を情報発信するため、海外での東京都等が主催するイベント等への参加等を行いました（測定指標④）。 市場機能の強化に向けて、株式等の決済期間短縮化について、関係者と連携し、取組みの支援を実施しました（測定指標⑤）。 金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の対象となる商品を指定する告示を発出したことから、金融商品取引所に当該商品に係る商品関連市場デリバティブ取引を上場することが可能となりました（測定指標⑤）。 市場インフラの安定性確保等に向けて、各種法令の改正作業を行うとともに、店頭デリバティブ取引情報及び増減要因分析の公表を行いました（測定指標⑥）。 全銀協 T I B O R 運営機関による指標算出業務の状況や日本円 T I B O R とユーロ円 T I B O R の統合等に係る市中協議の状況について、適切にフォローアップを実施しました（測定指標⑦）。 以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。
--------------	--

施策の分析	【必要性】 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されるためには、資金調達に係る利便性の向上等の環境整備を行う必要があります。 【効率性及び有効性】 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（元年度）における議論等を通じ、スチュワードシップ・コードを再改訂したことにより、コーポレートガバナンス改革の実効性の向上に向け、効率的・効果的に取組みを進めることができました（測定指標①）。 決済期間短縮化について、上場株式・上場投資信託（ETF）・不動産投資信託（REIT）等の取引のT＋2化（約定日から2日後決済）が実施されたことにより、決済リスクの軽減等が図られ、市場機能の強化につながったと考えられることから、施策として有効性が認められます（測定指標⑤）。 証券・金融デリバティブ取引と商品デリバティブ取引を同一の取引所で取り扱う総合取引所が実現することにより、投資家の利便性が大きく向上し、デリバティブ市場が拡大するとともに、取引所の国際競争力の向上が期待されることから、施策としての有効性が認められます（測定指標⑤）。 全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務の状況や日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る市中協議の状況についてフォローアップを実施することで、全銀協TIBOR運営機関の着実な取組みを効果的に促すことができました（測定指標⑦）。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、市場構造の見直しの議論も踏まえつつ、コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けた検討を行う必要があります（測定指標①）。 資産運用業の高度化に向けた取組みは、中長期的な視点で取り組むべき課題であることから、各社の取組状況を注視し、対話を継続するほか、運用パフォーマンスの「見える化」に取り組んでいく必要があります（測定指標②）。 資産運用業の高度化に係る施策を、海外資産運用業者等へ向けて積極的に情報発信を行うことが重要であることから、海外での東京都等が主催するイベント等への参加を継続していく必要があります。その際、新型コロナウイルス感染症による大きな影響が出ていることを踏まえ、日本の取組みを改めて整理し、その情報の発信に努めます（測定指標④）。

	証券決済については、国債（リテール）及び一般債の決済期間の短縮化に向け、引き続き関係者と連携し、取組みを支援していく必要があります。また、総合取引所については、投資家や取引参加者にとって利便性の高い制度設計やシステム整備を進めていく必要があります（測定指標⑤）。 金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、報告先を取引情報蓄積機関に一本化することを内容とした制度改正に向け、関係法令の改正も含め、必要な制度整備を行っていきます。（測定指標⑥） このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き市場の動向を注視し、取引の公正確保等の観点から追加措置が必要な場合は迅速に対応していく必要があります。 【 施 策 】 上記の課題等を踏まえ、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備に向けて、引き続き、測定指標①から⑦までに係る取組みを進めていきます。 【測定指標】 ① 改革には一定の進捗が見られると考えていますが、引き続き、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための取組みを行っていく必要があります。 ② 資産運用業の高度化に向けて、引き続き、投資運用会社等との対話を進めていきます。 ③ 引き続き、金融業の拠点開設サポートデスクへの相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応していきます。 ④ 当庁の資産運用業の高度化に係る施策を情報発信するため、引き続き、海外での東京都等が主催するイベント等への参加等を行っていきます。 ⑤ 決済期間の短縮化に係る市場関係者の取組みや令和2年度上期の総合取引所の実現等の諸施策について、引き続き支援を行っていきます。 ⑥ 引き続き、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促します。 ⑦ 今後も、T I B O Rの信頼性・透明性が維持・向上されるよう、全銀協T I B O R運営機関による指標算出業務の適正性や指標の信頼性・透明性向上に向けた取組みについてヒアリングを実施することなどを通じて、同機関の取組みを注視していきます。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価

① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み

- ・ コーポレートガバナンス改革の実効性を更に高めていくため、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書を踏まえつつ、以下の取組みを行いました。
 - － 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（元年度）を元年 10 月から 12 月にかけて計 3 回開催し、投資家と企業の対話の深化に向け、サステナビリティの考慮、債券等の資産へのコードの適用、運用機関による情報提供の充実、アセットオーナーの規模や能力に応じたスチュワードシップ活動、議決権行使助言会社の体制整備や透明性の確保、年金運用コンサルタントの利益相反管理等に関し、コード改訂の具体的な内容について検討を行いました。
 - － 同有識者検討会の議論とパブリックコメントの結果等も踏まえ、2 年 3 月に再改訂版スチュワードシップ・コードを公表しました。
 - － この過程においては、会議の議論の内容等を海外に向けて適時かつ効果的に情報発信するとともに、パブリックコメントにおいても海外機関投資家からも多くの意見を受領しました。
 - － 現在スチュワードシップ・コードを受け入れている機関投資家等に対しては、再改訂版スチュワードシップ・コード公表の遅くとも 6 ヶ月後（2 年 9 月末）までに再改訂の内容に対応した公表項目の更新を求めています。スチュワードシップ活動をより実効的なものにするために、本年の株主総会に間に合うように準備を進めていくよう情報発信を行います。
 - － さらに、金融審議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループにおいて、市場構造の見直しに関して議論を行い、元年 12 月に取りまとめた報告書において各市場のコンセプトに応じたガバナンスの在り方について方向性を示しました。
- ・ アセットオーナーの機能発揮に向けては、様々な関係者との連携強化を図りつつ、企業年金や母体企業へのヒアリングも含め、企業年金の運用態勢の充実や、スチュワードシップ・コードの受入れをはじめとするスチュワードシップ活動の促進に向けた取組みを行いました。その結果、元年 3 月時点でスチュワードシップ・コードを受け入れた企業年金は 35 基金になりました（31 年 3 月時点は 14 基金）。
- ・ 再改訂版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コード等の普及・定着に向けた取組みを含め、今後も引き続きコーポレートガバナンス改革を更に推進し、市場構造の見直しの議論も踏まえ、中長期的な企業価値の向上に向けた取組みを行っていくことが重要であると考えています。

② 資産運用業の高度化	・ 海外運用会社の取組み等も踏まえ、運用の高度化に向けた業務運営態勢の確立を進める観点から、国内大手投資運用業者やグループ親会社との間で、目指す姿の明確化、それを実現するための計画、経営体制やガバナンス体制等について対話を進めることで取組みの推進を図りました。 ・ 運用力の観点から顧客が資産運用会社を選別する環境整備を進めるため、国内外の公募ファンドを対象に、資産運用会社別の運用パフォーマンスや信託報酬に関する調査を行いました。 ・ 新規参入の更なる円滑化を図るため、金融商品取引業にかかる業規制や登録審査プロセスを解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」を作成し、財務局・財務事務所との事前相談に用いる概要書（投資運用業）の様式と併せて、日本語及び英語の双方で公表を行うとともに、同ガイドブックの活用や金融庁・各財務局の連携強化を通じて、審査プロセスの更なる効率化を図りました。 ・ 基準価額算出の一元化については、実務者検討委員会の検討を踏まえた、投資運用業者による具体的な取組みの実例について、これを実施した業者による取組状況の報告が行われました。現在、当該実例に係る追加的な報告書の公表に向けて、同委員会において引き続き検討を行っています。 ・ 我が国においてはベンチャーキャピタル（VC）やプライベートエクイティ（PE）が発展途上にあるとの指摘を踏まえ、VC・PEの金融・資本市場における更なる機能発揮に向けた調査を開始しました。
③ 東京国際金融センターの推進	・ 「成長戦略フォローアップ」（元年6月21日閣議決定）を踏まえ、金融事業者の更なる集積を進め東京市場の活性化を促していくために、東京都や本年4月に設立された一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）と連携しつつ、海外でのセミナーでの登壇など、海外プロモーション活動等に取り組みました。また、令和2年1月に「投資運用業等登録手続ガイドブック」を日本語及び英語の双方で公表しました。さらに、金融業の拠点開設サポートデスク（Financial Market Entry Consultation Desk）等を効果的に活用しました。
④ 市場の機能強化に向けた環境整備	・ 株式等の決済期間の短縮化（T+2化）については、実施が完了（元年7月）しましたが、引き続き、我が国証券決済の安定性確保の観点から、国債（リテール向け）・一般債の決済期間短縮化（T+2化）に係る市場関係者の取組みを支援していく必要があると考えています。 ・ 東京証券取引所の市場構造の在り方について、元年5月より、金融審議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループにおいて、上場

	会社やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、内外の投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、市場構造の見直しに関して6回にわたる議論を行い、同年12月に、市場区分の見直し等の方向性を示した報告書を取りまとめました。 ・ 投資家の利便性の向上、デリバティブ取引市場の拡大、取引所の国際競争力の強化のため、関係者等への働きかけを強化し、令和2年度上期の総合取引所の実現へ前進しました。 ・ 社債市場について、事業会社・投資家・金融機関の具体的な課題を抽出し、多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けた調査・検討を進めていくため、市場関係者から社債市場の動向やその要因等に関するヒアリングを実施しました。 ・ 契約締結前書面等について、顧客に対して重要情報を提供するという制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面に代え、ウェブを活用した情報提供を認める内閣府令の改正を実施しました（2年4月施行）。 ・ ダークプールについては、ダークプール取引の透明化等に向けた対応策として、①ダークプールへの回送条件・運営情報の説明、②価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管について定める、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」についてパブリックコメントを募集したところです（2年2月）。規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、今後、所要の手続を経て公布・施行する予定です。 ・ E T F 市場の流動性向上を図るためのE T F の設定・交換に係る清算の取扱い開始に向けて、J S C C や関係者の準備状況を適切にフォローし、促進しました。引き続き、清算の取扱い開始に向けて、関係者の取組みを促していく必要があると考えています。 ・ 関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。 ・ 最終受益者である家計に企業価値の向上と収益の果実がもたらされるよう、受託者の責任の在り方を含め、インベストメントチェーンの参加者が果たすべき役割について、引き続き検討を行っていくことが重要であると考えています。
⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等	・ 金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、報告先を取引情報蓄積機関に一本化することを内容とした「金融商品取引法」の改正を含む「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等」の一部を改正する

法律案」を国会に提出しました（２年３月）。これにより、国際標準に沿った報告制度・態勢へ移行することが可能となります。

- ・ 外国清算機関免許制度の例外的取扱いを認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するため、政令及び告示の改正に係るパブリックコメントの募集を行う（２年３月）など一定の進捗があったと考えています。
- ・ 外国口座管理機関の指定申請及び変更届出手続を見直し、手続の迅速化・簡素化を図り、市場の利便性向上を図るため、「口座管理機関に関する命令」の改正を実施しました（２年２月）。
- ・ 店頭デリバティブ取引に関して、国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について円滑な清算を可能とする規定の整備を内容とした「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（令和元年５月成立、同年６月公布）を受けて、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正に係る施行規則の一部を改正する命令等（案）」に関するパブリックコメントの募集を行いました（令和元年１０月）。これにより国際慣行である担保権の授受による証拠金授受について円滑な清算が可能になります。
- ・ 「店頭ＦＸ業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、店頭ＦＸ業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基づく適切な業務運営の確保等を求めるため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の所要の改正を行いました（元年６月公布）。これにより、店頭ＦＸ業者に、取引データの保存及び報告が義務付けられます（３年４月から適用）。
- ・ 金融商品取引法上の外国金融商品取引清算機関として、OTC Clearing Hong Kong Limited（元年１２月）及びEurex Clearing AG（２年３月）に対して、新たに免許を付与しました。これにより、日本で外国金融商品取引清算機関として活動する企業は４社となり、市場の利便性は向上していくと考えています。
- ・ 店頭デリバティブ取引に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応を可能にするとともに、当局が情報を公表することで市場の透明性を高め、市場参加者に適切な行動を促していくため、店頭デリバティブ取引情報の公表を行いました。
- ・ 市場の活性化及び市場の利便性の向上のため、ＪＳＣＣの上場デリバティブ部門における損失補償制度見直しについて関係者間の議論を促しました。これを受けてＪＳＣＣにおいて、証拠金をより保守的にするとともに、清算参加者の負担を有限化とする制度要綱案が取りまとめられました（２年２月）。

	・ 高速取引行為者の注文執行管理等に係る態勢整備の状況について、取引所と連携しつつ、確認を行ったほか、取引動向の定量的な実態把握、高速取引の市場に与える影響に係る市場構造の分析を更に進めつつ、審査手法の効率化・高度化を行いました。 ・ このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、適正な市場機能と取引の公正の確保についての大臣談話の公表し、空売り規制等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底するなど、市場監視の強化を行いました。
⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上	
	・ T I B O Rについては、全銀協T I B O R運営機関が 29 年 7 月に全銀協T I B O R改革を実施したところ、同改革が定着し、同機関による指標算出業務が適正に実施されているか、同機関がT I B O Rの信頼性・透明性の維持・向上に継続して取り組んでいるかなどについて、ヒアリング等を通じて確認しました。 ・ 円L I B O Rについては、代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行及び市場関係者と緊密に連携しながら、日本円ターム物リスク・フリー・レート金利の構築及び将来の算出・公表に向けた準備等、市場全体としての取組みを促しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	104	193	104	107
		補正予算	▲3	▲7	▲3	—
		繰越等	—	—		
		合 計	101	186		
	執行額 (百万円)		69	124		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和 2 年 6 月●日）
-----------------	-----------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・ 金融審議会市場ワーキング・グループ「市場構造専門グループ」報告書（金融庁 元年 12 月 27 日公表） ・ 「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」（東京証券取引所 元年 8 月 1 日公表） ・ 「6 月総会の動向（速報）」（株式会社 ICJ 提供資料 元年 7 月） ・ 「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」（金融庁 2 年 3 月 13 日時点） 【測定指標⑤】 ・ 「金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件（案）」に対するパブリックコメ
---------------------------	--

	ントの結果等について（金融庁 元年 6 月 28 日公表） ・「株式会社東京商品取引所株式に対する公開買付けの結果及び子会社等の異動に関するお知らせ」（日本取引所グループ 元年 9 月 25 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について（金融庁 2 年 1 月 10 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について（金融庁 2 年 2 月 20 日公表） 【測定指標⑥】 ・「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」 (https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html) ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について（金融庁 2 年 3 月 24 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 元年 6 月 18 日公表） ・「口座管理機関に関する命令の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 2 年 2 月 5 日公表） ・「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正に係る施行規則の一部を改正する命令等（案）の公表について（金融庁 元年 10 月 29 日） ・「金融商品債務引受業の免許について」（金融庁 元年 12 月 16 日公表） ・「金融商品債務引受業の免許について」（金融庁 2 年 3 月 12 日公表） ・店頭デリバティブ取引情報の公表について（31 年 3 月末）（金融庁 2 年 3 月 13 日公表） ・「上場デリバティブ清算業務における損失補償制度及びリスク管理制度の見直しに係る制度要綱」（日本証券クリアリング機構 2 年 1 月 30 日公表） 【測定指標⑦】 ・全銀協 T I B O R 改革の実施について（全銀協 T I B O R 運営機関 29 年 7 月 24 日公表） ・【第 1 回市中協議】「日本円 T I B O R とユーロ円 T I B O R の統合等に係る方向性について」の意見募集結果等について（全銀協 T I B O R 運営機関 元年 5 月 30 日公表） ・全銀協 T I B O R の運営態勢の定期的な見直し結果について（全銀協 T I B O R 運営機関 2 年 3 月 19 日公表） ・ターム物リスク・フリー・レート参考値の算出・公表主体の決定等について（日本円金利指標に関する検討委員会 2 年 2 月 26 日公表）
--	--

担当部局名	企画市場局 市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課 監督局 銀行第一課、証券課 証券取引等監視委員会事務局
政策評価実施時期	令和 2 年 6 月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(横断的施策－１)

施策名	ＩＴ技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策の概要	ＩＴ技術の進展等に伴うデジタル化の加速化が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組みを進める。
達成すべき目標	デジタル化の進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること。
目標設定の考え方・根拠	海外をみれば、米国・中国を中心に、デジタル化が飛躍的に進展しており、AI の駆使によりビッグデータを利活用していくことが国の競争力を左右するようになってきている。こうした中、データの囲い込み・流通に関するデータ政策を巡っては、特に米国・中国の間で新たな国際競争も生じている。 このような動向を踏まえ、我が国としても、データの利活用により利用者利便や生産性の向上につながる金融サービスを創出していくこと、そして、その土台として、イノベーションを促進する環境整備を図っていくことが重要である。 また、デジタル化を巡っては、金融・非金融を問わず、また、既存・新規にかかわらず、多様な事業者や、それを資金・非資金面から支援する者からなるエコシステムが形成されつつある。健全なイノベーションを促進するため、エコシステムの一員たる金融当局としては、新たな金融サービスの創出を目指す多様なプレイヤーのチャレンジに前向きに対応していく必要がある。 以上の視点を踏まえ、「データ戦略の推進」「イノベーションに向けたチャレンジの促進」「機能別・横断的法制の整備」「金融行政・金融インフラの整備」「グローバルな課題への対応」の５つの分野について、金融デジタル化戦略の取組みを加速させていく。 (※) ・金融・情報リテラシーについては施策Ⅱ－１④参照 ・金融行政のデジタル化については施策Ⅰ－１②、横断的施策－３⑤参照 ・金融技術の発展を受けた対応については組織変革－１④参照 【根拠】 ・「成長戦略フォローアップ」（令和元年６月２１日閣議決定） ・金融審議会「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」（元年７月２６日）

		・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年8月28日）等
--	--	---

測定指標		
指標① [主要]「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての検討		【達成】
令和元年度 目標	具体的な検討の推進	
令和元年度 実績	・1つの登録を受けることにより銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」の創設や、100万円超の高額送金を取扱可能な資金移動業の新しい種類の創設などを盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。	
指標② [主要]平成29年改正銀行法に係る取組み		【達成】
令和元年度 目標	銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る猶予期間の円滑な終了に向けた取組み	
令和元年度 実績	・銀行と電子決済等代行業者との相互理解の促進のための取組みを実施しました。その結果、令和2年1月末時点では、ほぼ全ての邦銀が5月末までに複数の電子決済等代行業者と契約を締結する意向を表明しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、契約締結の意向を示していたにもかかわらず締結が間に合わない場合については、猶予期限を9月末まで延長しました。	
指標③ [主要]FinTech サポートデスク・FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への対応状況		【達成】
令和元年度 目標	FinTech サポートデスクで受け付けた相談及びFinTech 実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応	
令和元年度 実績	・FinTech サポートデスクにおいて、フィンテック企業等からの相談に一元的に対応し、令和元年度においては251件の相談を受け付け、平均回答日数5営業日以内を維持するなど、引き続き、新規事業実施の支援に精力的に取り組みました。 ・FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、庁内に組成した担当チームによる継続的な支援を実施。令和元年度においては、実証実験中の第5号案件について継続的な支援を行ったほか、第6号案件（令和2年4月に支援決定）を含め、複数の新たな実証実験に関する相談に対応しました。 ・また、FinTech サポートデスク・FinTech 実証実験ハブ等の担当チームが地方・東京のフィンテック企業等の集積地に足を運び、フィンテックを用いた事業の実施等に係る相談対応を行う出張相談を2回実施しました。	
指標④ FinTech Innovation Hub による情報収集の実施状況		【達成】

	令和元年度 目標	最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集
	令和元年度 実績	・「FinTech Innovation Hub」の「10の主要な発見」を踏まえ、「AI・データ活用」「ブロックチェーン」「API」「ビジネス革新」の4分野を重点的にヒアリングする等、情報収集・支援機能の強化を行いました。
指標⑤ XML 電文に対応した全銀システム（「全銀 EDI システム」）		【達成】
	令和元年度 目標	初期における円滑な稼働の確保
	令和元年度 実績	・全銀 EDI システムは平成 30 年 12 月に稼働しました。全銀 EDI システムは現在まで特段のトラブルなく運営されており、初期の円滑な稼働が確認されました。
指標⑥ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数		【達成】
	令和元年度 目標	100 社
	令和元年度 実績	・令和元年 10 月に、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げをはかることを目的として、4 回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWallIV）を実施し、金融機関 121 社が参加しました。
指標⑦ 金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施		【達成】
	令和元年度 目標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施
	令和元年度 実績	・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行いました。また、NISC から発信されたものに限らず、金融庁独自で発信すべき情報について積極的に発信しました。
指標⑧ データの利活用に向けた取組		【達成】
	令和元年度 目標	データの利活用に向けた各種施取組みの実施
	令和元年度 実績	・金融機関による適正なデータ利活用を促進する観点から、監督指針を横断的に改正し、個人データの第三者提供に係る監督上の着眼点を明確化しました。

参考指標		
指標① FinTech サポートデスクの受付状況		
	令和元年度 実績	・令和元年度においては 251 件の相談を受け付け、平均回答日数 5 営業日以内を維持するなど、引き続き、新規事業実施の支援に精力的に取り組みました。
指標② FinTech 実証実験ハブの支援実施状況		

	令和元年度 実績	令和元年度においては、実証実験中の第5号案件について継続的な支援を行ったほか、第6号案件（令和2年4月に支援決定）を含め、複数の新たな実証実験に関する相談に対応しました。
指標③	マネーロンダリング・テロ資金供与に係るリスク管理システム等の共有化等に向けた全銀協・AML/CFT 態勢高度化研究会における議論の状況	
	令和元年度 実績	- 全銀協のAML/CFT 態勢高度化研究会にて、AML/CFT 全般に関する金融機関間での共通化・共有化の実現に向けた課題及び顧客管理における公的機関の提供する情報の活用についての検討を進め、令和元年12月に中間報告を取りまとめました（金融庁はオブザーバーとして研究会に参加）。 - 今後は、未来投資会議で決定されたNEDO実証事業「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）」の動向も注視しつつ、引き続き、マネロン・テロ資金供与対策全般に関する金融機関間での共通化・共有化について検討を進めることとしています。
評価結果		
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成）	
	【判断根拠】	決済法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての検討を行いました（測定指標①）。 銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る猶予期間の円滑な終了に向けた取組みを行いました（測定指標②）。 イノベーションを促進するため、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への精力的な対応（測定指標③）、FinTech Innovation Hub の「10 の主要な発見」を踏まえ最新トレンド・状況の把握及び支援強化（測定指標④）を行いました。 XML 電文に対応した全銀システム（「全銀 EDI システム」）の初期における円滑な稼働が確認されました（測定指標⑤）。 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行いました（測定指標⑥、⑦）。 また適正なデータ利活用の促進に向け、監督指針の改正を行いました（測定指標⑧）。 以上のとおり、令和元年度に設定した全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】	デジタル化の進展等の環境変化の中で、金融システムの安定及び利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進する環境整備を図り、利用者利便や生産性の向上に繋がる金融サービスを創出するためには、所要の対応について取組を進める必要があります。

	【効率性】 金融を取り巻く環境の変化に伴う所要の対応について、施策横断的に現状・課題の分析を行うことにより、効率的に取組を進めることができたと考えています。
	【有効性】 デジタライゼーションの進展等が加速する中で、利用者保護を確保しつつ、所要の対応について検討・実施していくことは、利用者が多様なニーズに合致した利便性の高い金融サービスを楽しむことができる事業環境の整備に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、デジタライゼーションの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく必要があり、そのための所要の対応について取組を進めていく必要があります。
	【施策】 上記の課題等を踏まえ、デジタライゼーションの進展等の環境変化に適切に対応していく観点から、引き続き取組を進めていきます。
	【測定指標】 ① 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出したため、測定指標を削除します。 ② 銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る猶予期間（令和2年5月末）が終了したため、測定指標を削除します（なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、契約締結の意向を示していたにもかかわらず締結が間に合わない場合については、猶予期限を9月末まで延長しました）。 ③ FinTech サポートデスクで受け付けた相談及び FinTech 実証実験ハブでの支援を決定した案件について、引き続き内容・ニーズに応じて的確に対応していきます。 ④ FinTech Innovation Hub のこれまでの取組みも踏まえ、イノベーションの促進を更に後押しする観点から、金融機関やフィンテック企業等の様々なステークホルダーとの間で、技術的な課題の解決等に向けた検討を進めていきます。 ⑤ XML 電文に対応した全銀システム（「全銀 EDI システム」）の初期における円滑な稼働が確認されたため、測定指標を削除します。 ⑥ 今後も金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、金融業界全体のサイバーセキュリティの向上を図っていきます。 ⑦ N I S Cと連携して情報セキュリティに関する情報提供を適切に行います。また、金融庁独自で発信すべき情報があれば、積極的に情報提供を行っていきます。

	⑧ 監督指針を横断的に改正し、個人データの第三者提供に係る監督上の着眼点を明確化したため、測定指標を削除します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
デジタルライゼーションの加速的な進展への対応	
	・ 1つの登録を受けることにより銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」の創設や、100万円超の高額送金を取扱可能な資金移動業の新しい類型の創設などを盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。＜再掲＞ ・ 銀行と電子決済等代行業者との相互理解の促進のための取組みを実施しました。その結果、令和2年1月末時点では、ほぼ全ての邦銀が5月末までに複数の電子決済等代行業者と契約を締結する意向を表明しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、契約締結の意向を示していたにもかかわらず締結が間に合わない場合については、猶予期限を9月末まで延長しました。＜再掲＞ ・ FinTech サポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するのに加え、FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごとに、庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行いました。また、イノベーションに向けたチャレンジを一段と加速させる観点から、FinTech サポートデスクや実証実験ハブについて、金融庁職員がフィンテック企業等の集積地に足を運ぶ出張相談を実施しました。 ・ 昨年に引き続き「フィンテック・サミット」を開催し、我が国におけるフィンテック・デジタルライゼーションの状況を国内外に発信するとともに、海外当局とのフィンテック推進に向けた協力枠組みを強化しました。また、「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」や「G20 技術革新に係るハイレベルセミナー」での議論や国際共同研究も踏まえ、ブロックチェーン技術等を活用した分散型金融システムのガバナンスのあり方について、当局、技術者、学識経験者等の幅広いステークホルダーがマルチステークホルダー型アプローチで議論する「Blockchain Global Governance Conference [BG2C]」は、令和2年3月に開催予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で開催延期しました（一部重要セッションのみ当初開催日程の3月にオンラインで開催・公開しました）。 ・ 昨事務年度の取組みにより広がったフィンテック関係者とのネットワークを最大限活用し、政策課題の抽出や具体的施策の策定を行うため、最

新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集を行いました。その過程で寄せられたフィンテック企業や金融機関等による新しいビジネスへの前向きな挑戦については、金融庁および財務局の関係部局が適切に連携してサポートしました。

- ・情報銀行の活用や手数料収入につながる情報ビジネスも含め、様々なデータの利活用に関する環境整備の一環として、情報の第三者提供にかかる監督指針の改正を行いました。
- ・デジタルバンク設立にかかる相談・申請に際しては、イノベーションと利用者保護のバランスを取りつつ、銀行として持続可能なビジネスモデルの構築、デジタルバンクに必要なとされるシステム構築、AML/CFT 態勢の構築状況、個人情報の適切な取扱い等といった観点を踏まえ、適切に対応しました。
- ・全銀 EDI システムは平成 30 年 12 月に稼働しました。全銀 EDI システムは現在まで特段のトラブルなく運営されており、初期の円滑な稼働が確認されました。＜再掲＞
- ・金融機関のサイバーセキュリティ対策の実効性向上に向け、地域金融機関に対して脆弱性診断の実施等を要請するとともに、金融庁主催のサイバー演習（Delta Wall IV）を実施しました。また、大手金融機関に対しては、「脅威ベースのペネトレーションテスト」の活用を促した結果、多くの金融機関で同テストの活用が進められました。更に、業界横断的に東京オリパラ大会に向けたサイバーセキュリティに関する対応状況を確認し、サイバーセキュリティ対策の強化を促しました。
- ・金融機関の IT ガバナンスの機能発揮に向け、令和元年 6 月に公表した「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」に基づき、IT の戦略的利活用の取組状況について、実態把握を行いました。また、イノベーションの進展に伴う新たなリスクの対応状況を含め、金融機関のシステムリスクに応じた効率的なオン・オフのモニタリングを実施しました。
- ・オンラインで完結する新たな本人確認方法の導入を計画する民間事業者からの相談に応じ、その実装を支援しました。
- ・全銀協の AML/CFT 態勢高度化研究会にて、AML/CFT 全般に関する金融機関間での共通化・共有化の実現に向けた課題及び顧客管理における公的機関の提供する情報の活用についての検討を進め、2019 年 12 月に中間報告を取りまとめました（金融庁はオブザーバーとして研究会に参加）。（詳細は指標③に係る「令和元年度実績」欄を参照）

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	65	134	154	180
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	▲2	0		
		合 計	63	134		
	執行額 (百万円)		39	112		

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和2年6月●日）
---------------------	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 - 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案 (https://www.fsa.go.jp/common/diet/201/01/houritsuanriyuu.pdf) 【測定指標②】 - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結に関する対応について (https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press_20200414.html) 【測定指標⑧】 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について (https://www.fsa.go.jp/news/r1/20200304/daisansya.html)
-----------------------------------	--

担当部局名	総合政策局 総合政策課、フィンテック室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課信用制度参事官室、調査室
-------	--

政策評価実施時期	令和2年6月
----------	--------

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(横断的施策－2)

施策名	業務継続体制の確立と災害への対応
施策の概要	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。 また、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨及び令和元年東日本台風（台風第 19 号）等からの復旧・復興に向けて、金融機関に対して、被災者の生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。
達成すべき目標	大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること 東日本大震災、28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨及び令和元年東日本台風等による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること
目標設定の考え方・根拠	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組みを進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。 東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。また、28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨及び令和元年東日本台風等への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。 【根拠】 ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（26 年 3 月 28 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26 年 3 月 28 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25 年 6 月 7 日閣議決定）

	・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26 年 3 月 31 日） ・ 国土強靱化年次計画 2019（元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定） ・ 国土強靱化基本計画（30 年 12 月 14 日閣議決定） ・ 主要行等向けの総合的な監督指針 ・ 利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（令和元事務年度）～（元年 8 月 28 日） ・ 東日本大震災からの復興の基本方針（23 年 7 月 29 日） ・ 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30 年 8 月 2 日） ・ 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（元年 11 月 7 日）
--	--

測定指標		
指標① [主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み		【達成】
元年度目標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施	
元年度実績	・ 金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証しました。	
指標② [主要]災害等発生時に備えた訓練		【達成】
元年度目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	
元年度実績	・ 政府防災訓練への参加のほか、金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練を関係機関と連携して実施しました。 ・ 新型インフルエンザ等の海外発生期から国内感染期までにおける対応について、情報伝達訓練等の机上訓練を実施しました。	
指標③ [主要]業界横断の業務継続訓練の実施		【達成】
元年度目標	訓練の実施	
元年度実績	・ 30 年度に引き続き、令和元 30 年 9 月 2 日及び 11 月 9 日に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施しました。なお、令和元年度の訓練では、災害発生時におけるシステムセンターの被害状況の確認について、過去の訓練では、机上での対応に止まっていたケースも見られたが、本年度はシステムセンターの被害状況の確認を実働訓練における必須の実施項目にするなど、訓練内容の高度化を図りました。	
指標④ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進		【達成】
元年度目標	個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	

	元年度実績	- 金融機関に対し、個人版私的整理ガイドラインや東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促しました。 - 個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、マスメディアによる周知広報のほか、自治体の協力を得た仮設住宅等の入居者へのチラシの配布、金融機関におけるチラシの備置き及び配布、関係者と連携した同ガイドライン説明会の開催などの周知広報を実施しました。
指標⑤ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施		【達成】
	元年度目標	金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表
	元年度実績	金融機能強化法（震災特例）に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。
指標⑥ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援		【達成】
	元年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報
	元年度実績	- 金融機関に対し、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促しました。 - 自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用促進に関し、令和元年8月の前線に伴う大雨や令和元年東日本台風など自然災害の被災者により活用されるよう、マスメディアによる周知広報のほか、自治体の窓口へのチラシの備置き及び配布、金融機関におけるチラシの備置き及び配布、関係者と連携した各種相談会の開催などの周知広報を実施しました。
指標⑦ 被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付		【達成】
	元年度目標	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置
	元年度実績	令和元年度は、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、以下の専用相談ダイヤルを設置しました。 - 令和元年台風第15号金融庁相談ダイヤル（元年9月設置） - 令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル（元年10月設置）（※「令和元年台風第15号金融庁相談ダイヤル」を更新） - 新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル（2年2月設置）

評価結果	
目標達成度合い	A（ 目標達成 ）

の測定結果	【判断根拠】 金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証（測定指標①）したほか、政府防災訓練に参加するとともに、同計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練や関係機関との合同訓練等を実施しました（測定指標②、③）。 また、東日本大震災、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年東日本台風等への対応として、個人版私的整理ガイドライン及び自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施したほか、東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促しました（測定指標④、⑥）。さらに、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和元年台風第15号金融庁相談ダイヤル」及びそれを更新した「令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル」、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を設置（測定指標⑦）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができました。 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融庁における業務継続体制の整備・運用や、金融機関による事業者等支援の促進を積極的に実施したことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すためには、業務継続計画等の継続的な検証や関係機関と連携した訓練の実施等が必要であると考えています。 【効率性】 業務継続計画等の実効性の検証や関係機関と連携した訓練の実施等により、金融庁の業務継続体制の充実・強化や、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上等を効率的に進めることができたと考えています。 【有効性】 業務継続計画等の検証や訓練の実施等は、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す一定の効果があったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 東日本台風や新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえつつ、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るため、業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む必要があるほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していく必要があります。

	【 施 策 】 業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、政府防災訓練等への参加、庁内訓練や関係機関と連携した訓練等についても引き続き実施するほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していきます。また、東日本大震災、令和元年東日本台風及び新型コロナウイルス感染症をはじめとする自然災害への対応として、被災者の生活・事業の再建を引き続き支援していきます。 【測定指標】 ① 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実行性を検証し、必要に応じて見直しを実施していきます。 ② 金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施していきます。 ③ 今後も業界横断的な訓練が効果的に実施されるよう、全国銀行協会と協力して訓練の高度化を検討していきます。 ④ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進により、引き続き被災者支援を促進していきます。 ⑤ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップを実施していきます。 ⑥ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援により、引き続き被災者支援を促進していきます。 ⑦ 被災者等からの相談を受ける相談ダイヤルを活用した各種災害時等における被災者等からの相談等の受付を行っています。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	金融庁の業務継続計画等について、その実行性を検証しました。こうした取組によって、金融庁の業務継続体制の実効性が確保されているものと考えています。 また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融庁業務継続計画に基づき、「金融庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置・開催し、以下のとおり、職員の感染予防策を含む業務継続体制の整備・運用を実施しました。 - 庁舎内に消毒液を増設するとともに、手洗い・手指消毒の徹底や咳エチケット・マスク着用を励行しました。 - 時差出勤の活用促進やテレワーク等による出勤の抑制、別室も活用した分割勤務を実施し、人員計画や職員勤務シフト等について検討を行いました。

	- 不要不急の対面会議等を取り止め、ウェブ会議の活用を実施しました。 - 3つの「密」の回避、懇親会等の自粛、毎日の検温や風邪症状がある場合の出勤の自粛等を職員に周知するとともに、感染の疑いがある場合の報告体制を整備しました。
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組が遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の実効性の向上に寄与したものと考えています。 また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融機関、東京証券取引所等及び日本公認会計士協会に対して、「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた BCP 対応に係る留意事項」の発出を行いました。
③ 災害への対応	[東日本大震災] ・ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画等の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。 ・ 金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促すとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認しました。 [平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風] ・ 自然災害被災者債務整理ガイドラインが被災者により活用されるよう、マスメディアによる広報を含めた制度周知や運用支援を行うとともに、REVIC と地域金融機関等が連携して設立した「熊本地震事業再生支援ファンド」、「九州広域復興支援ファンド」、「西日本広域豪雨復興支援ファンド」及び「令和元年台風等被害広域復興支援ファンド」の活用を促しました。 [新型コロナウイルス感染症への対応] ・ 金融機関に対する事業者の資金繰り支援などの要請及び金融機関の取組みに係るヒアリング、金融機関等との取引に関する相談ダイヤルの開設、事業者支援策の広報等を実施しました。（以下再掲。詳細は、施策Ⅰ－2、Ⅰ－3、Ⅱ－2、Ⅲ－2、Ⅲ－3、横断的施策－2、横断的施策－3、金融庁の行政運営・組織の改革－1を参照） - 金融機関に対し、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）について、要請文を発出するとともに、大臣談話を公表しました。これを受け、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、特別ヒアリングによる金融機関のモニタリングの実施するほか、金融機関に対して貸出の条件変更等の取組み状況の報告・公表を求め、金融機関の取組み状況を適時適切に確認し

	ていくこととしました。 - 金融機関に対し、日本政策金融公庫等と民間金融機関との連携強化等に係る要請文を発出し、本要請を踏まえた民間金融機関における取組みの具体例を公表しました。 - 事業者・個人向けリーフレット（新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ）を配布しました。 - 金融機関等より当庁への報告や届出の提出期限に係る柔軟な対応に関する公表を行いました。 - 国際的に活動する金融機関における規制上の資本及び流動性のバッファについて、必要に応じて金融機関による資金繰り支援等に活用可能である旨を改めて周知しました。 - 金融機関との取引（資金繰り等）に係る相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設しました。 [上記以外の自然災害への対応] ・ 令和元年房総半島台風など自然災害への対応について、関係金融機関等に対し「金融上の措置」に関する要請を行うなど、的確な措置を迅速に講じました。 ・ 「令和元年台風第 15 号金融庁相談ダイヤル」と、それを更新した「令和元年台風第 15 号及び第 19 号金融庁相談ダイヤル」を開設しました。 ・ 豚熱の患畜が確認された府県内の関係金融機関等に対して、養豚農家をはじめとする取引先の経営相談に丁寧かつ親身に応じることや、貸付条件の変更等の適切な融資対応に努めることなどについて要請文を発出しました。 ・ こうした取組によって、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風等による被災者の生活・事業の再建及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援等に寄与したものと考えています。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	104	52	46	30
		補正予算		2		—
		繰越等	2			
		合 計	106	53		
	執行額 (百万円)		78	61		

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和 2 年 6 月 ● 日）
---------------------	-------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	・ 金融庁業務継続計画（平成 30 年 9 月 5 日） ・ 全国銀行協会（ニュース&トピックス）
-----------------------------------	--

担当部局名	総合政策局 総合政策局 総務課、秘書課、秘書課管理室、総合政策課金融サービス利用者相談室 企画市場局 市場課、企業開示課 監督局 総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、銀行第二課地域金融企画室、証券課
政策評価実施時期	令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(横断的施策－3)

施策名	その他の横断的施策
施策の概要	金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。 基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策の実施。
達成すべき目標	世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること。
目標設定の考え方・根拠	日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。 また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するために策定したIT戦略を推進するなど、横断的に関係する取組みを実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（24年2月策定） ・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（30年6月15日閣議決定） ・サイバーセキュリティ戦略（30年7月25日閣議決定）

測定指標		
指標① [主要] 世界共通の課題の解決への貢献		【達成】
令和元年度目標	国際的な議論への貢献、残された国際的な金融規制改革項目への対応、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応における国際的な議論・連携、本邦金融機関のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢強化	
令和元年度実績	○国際的な議論への貢献 ・G20議長国として、金融市場の分断、金融技術革新、高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題（プライオリティ）として設定し、具体的な提案や各国との調整を行い、関連国際会議の議長を務めるなどした上で、令和元年6月の財務大臣・中央銀行総裁会議（於：福岡）及び首脳会議（於：大阪）に成果を提出しました。 ・当庁の金融国際審議官が金融安定理事会の常設委員会の一つである、規制監督上の協調に係る常設委員会の議長に就任しました。 ○残された国際的な金融規制改革項目への対応	

	・国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を進めました。 ・保険監督者国際機構における、国際的に活動する保険グループを対象としたモニタリング期間のための国際資本基準(reference ICS Version 2.0 for the monitoring period)の開発及び合意（令和元年11月）に貢献しました。 ○持続可能な開発目標（SDGs）の推進 ・令和元年12月、日本取引所グループと共催でTCFDに関するシンポジウムを開催しました。 ・TCFDコンソーシアムによる、令和元年10月の「TCFDサミット」の開催や「グリーン投資ガイダンス」の公表等をサポートしました。 ・各国当局・金融機関等へのヒアリング及び気候変動リスクに係る官民勉強会の開催等を通じ、気候変動リスクに係る知見の蓄積を進めました。 ・Network for Greening the Financial System（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）における議論にも積極的に参画しました。 ・機関投資家と企業の建設的な対話を通じた企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、令和2年3月、スチュワードシップ・コードについて、論点の1つとして「サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮」を盛り込むことを内容とする改訂を実施（施策Ⅲ－3参照）。また、地域金融機関によるESG要素を考慮した事業性評価に基づく融資・本業支援について、環境省の「ESG地域金融実践ガイド」の策定に貢献した。 ○マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応 ・仮想資産に関するFATF基準の採択（令和元年6月）を受けて設立された、FATF政策企画部会傘下のコンタクト・グループの共同議長に当庁が就任し、業界との対話及び基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリングにおいて、主導的な役割を果たしました。 ・令和元年8～9月、新聞、テレビ等による政府広報を実施しました。 ・実態調査結果等に応じてモニタリングを実施し、金融機関等の管理態勢の底上げを促進しました。令和元年10月、モニタリング等を通じて把握した金融機関等の対応状況等を取りまとめた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題（2019年9月）」を公表しました。 ・令和元年10月～11月にかけて、日本に対するFATF審査団からのオンサイト審査が実施されました。今後も引き続き本邦金融機関のマネロン・テロ資金供与対策のさらなる高度化に取り組む必要があります。 ・金融機関との意見交換会や、マネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、関係機関等との情報連携を行った他、金融機関等向けにマネロン・テロ
--	---

		資金供与対策について講演を63回実施しました。
指標②	[主要]	国際的な当局間のネットワーク・協力の強化
		【達成】
	令和元年度 目標	各国との具体的な取組みを更に推進する等、相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化
	令和元年度 実績	○米欧 ・英国の EU 離脱について、英欧当局と想定される問題等について意見交換を行い、必要な対応を進めました。 ・EU とは令和元年 10 月に日 EU 合同金融規制フォーラム、スイスとは令和元年 12 月に日スイス財務金融協議を開催し、経済・金融に関する幅広いテーマについて意見交換を行いました。 ・欧州・単一破たん処理委員会との間で、銀行の破たん処理の分野での協力に係る書簡交換を行いました。 ・ドイツ連邦金融監督庁との間で、金融機関の監督分野での協力に係る書簡交換を行いました。 ○アジア・新興国等 ・日中証券市場協力の一環として、平成 31 年 4 月には第 1 回日中資本市場フォーラムを中国・上海で開催しました。また、令和元年 6 月には、日中 ETF 相互上場が実現しました。さらに、中国金融の有識者や金融機関等から構成される「中国金融研究会」を開催し、官民で中国金融の最新動向及び日中金融協力の進展等について議論しました（第 3 回は令和元年 6 月、第 4 回は 12 月に開催）。 ・令和元年 11 月、日本・中国・韓国の金融監督当局によるハイレベル会合を東京にて開催し、各当局の最近の金融監督上の諸課題について意見交換を行いました。 ・ミャンマー（緬）に対しては、令和元年 11 月、「保険セクター支援計画」（平成 30 年 6 月策定）の「進捗報告書」を作成して緬計画財務工業大臣に手交し、これらに基づく技術協力等を実施しました。また、日系保険会社 6 社に対する進出支援の結果、令和元年 11 月、同 6 社は緬保険市場における営業免許を正式に取得しました。さらに、資本市場活性化支援の成果として、令和 2 年 3 月、外国人投資家によるヤンゴン証券取引所の上場株取引の解禁が実現しました。 ・ベトナム、マレーシア、及びインドネシア等の金融当局との協力強化のため、副大臣などハイレベルで協議を実施しました。 ・ブラジル中央銀行との間で、金融機関の監督分野での協力に係る書簡交換を行いました。 ・「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」においては、新興国の金融当局から受入れる職員（研究員）の関心事項をきめ細やかに把握しプログラムに反映させることで、プログラムの内容を充実・改善しました。 ・GLOPAC で過去に受け入れた研究員（卒業生）のフォローアップ及びネットワーク維持・強化のため、令和元年 11 月に 3 名の卒業生を再招聘し現役生へ講義等を行うホームカミングプログラムを実施しました。また、

		インドネシア、カザフスタン、南アフリカ、及び東京において GLOPAC Alumni フォローアップ・フォーラムを開催し、卒業生のプログラム修了後の取り組みについて聞き取りを行うとともに、金融当局を表敬訪問するなどし、各国との協力関係を強化しました。さらに、大学等とも連携し、より深度ある講義や双方向型のセッションを現役生及び卒業生に提供しました。
指標③ 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業		【達成】
	令和元年度 目標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施
	令和元年度 実績	「規制改革実施計画」(元年6月21日)等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、規制・制度改革を積極的に推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が、着実に進展したものと考えます。
指標④ ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間		【達成】
	令和元年度 目標	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
	令和元年度 実績	31年度における、ノーアクションレター制度に基づく照会2件について、処理期間内での回答を実現しました。 これにより、金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行なえる環境の確保に寄与したものと考えています。
指標⑤ 金融行政におけるITの活用		【達成】
	令和元年度 目標	金融庁デジタルガバメント中長期計画の着実な推進及び情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施
	令和元年度 実績	「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」等に基づき、以下の取組を行いました。 - 情報システムの調達内容を審議する調達会議や調達会議前に実務担当者間で調達内容を精査する事前審査会の運営方法を見直すなど、当庁におけるITガバナンスの強化に向けて取り組みました。 - 効率的かつ効果的な業務実施に向けて、庁内全ての課室・会議室への無線LANの導入やLANにおけるビデオ通話・チャット機能の導入等、職員間で円滑に業務を行えるICT環境を整備するとともに、RPAの対象業務の拡大に取り組みました。 - 検査・監督等の実施に際して利用している現行の金融機関等のモニタリングシステムについて、より効率的かつ効果的な情報の収集・蓄積等を図る観点から、金融機関等に対して、改善要望等のヒアリングを行いました。 - 情報セキュリティ対策推進計画を踏まえ、情報セキュリティの一層の向上を図る観点から、全職員を対象とした訓練・研修の実施やイン

		シデント対応にあたる職員による実践的訓練への参加、監査等の結果を踏まえた当庁セキュリティポリシーや実施手順等の改定、サイバー攻撃に係る動向把握と庁内への共有等を通じた早期警戒活動及び技術的対策の強化を行いました。
指標⑥ 窓口対応の改善に向けた取組状況		【達成】
	令和元年度 目標	アンケート結果を踏まえ、金融庁・各財務局等において、窓口対応の改善等の実施
	令和元年度 実績	・ 昨事務年度実施した金融機関へのアンケート結果によると、求められる資料に重複感がある等の声も見受けられたところ、提出書類の簡素化に取り組んだほか、本事務年度においてもアンケートを行い、その対象業種を広げた。
指標⑦ 保険募集人等の営業活動における旧姓使用に向けた取組状況		【達成】
	令和元年度 目標	必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等へ対応（元年度～２年度）
	令和元年度 実績	・ 規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等が営業活動において、希望に応じて旧姓を名乗ることもできることを監督上明確化するため、監督指針の改正を行った。また、金融庁及び金融業界におけるシステム改修を進めるとともに、必要となる内閣府令等の改正について検討を進めた。

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取り組みました（測定指標①）。また、英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局と想定される問題等について意見交換を行いながら必要な対応を進めるとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を行いました（測定指標②）。 また、測定指標③④⑥⑦についても目標を達成するなど、取組みを進めることができたほか、金融行政におけるITの活用についても、30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、重点項目として掲げたITガバナンスの強化や庁内のICT環境の整備等の取組を着実に推進（測定指標⑤）したことから「A」としました。

施策の分析	【必要性】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要があります。 また、金融行政の効率的・効果的な行政運営を実現するため、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」を着実に推進する必要があります。 【効率性】 横断的施策のうち、国際的な課題について、各国と協調して対応を進めました。 また、金融行政の効率的・効果的な行政運営を実現するため、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」を着実に推進していきます
	【有効性】 世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組みは、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効であると考えています。 また、金融行政の効率的・効果的な行政運営を実現するため、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」を着実に推進することが有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、引き続き、国際的な金融規制改革の議論に貢献し、新たな金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けて取り組む必要があります。また、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化に関しては、これまでの取組みを踏まえ、さらに取組みを継続し、充実させていく必要があります。加えて、引き続き本邦金融機関のマネロン・テロ資金供与対策のさらなる高度化に取り組む必要があります。 その他、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」や「実践と方針」に掲げる事項について着実に推進することにより、効果的・効率的な行政運営の更なる推進等を図ってまいります。 【施策】 上記の課題を踏まえ、引き続き、国際的な議論への取組みや国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。 また、「金融庁デジタルガバメント中長期計画」等に掲げる取組について、更なる推進等を図ってまいります。 【測定指標】 ① 国内外の課題を踏まえ、国際的な議論への貢献を引き続き進めてまいります。 ② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を引き続き進めてまいります。

	③ 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備するため、引き続き、規制・制度のあり方について検討を行います。 ④ 引き続き、ノーアクションレター制度等に基づく法令照会について迅速に対応していきます。 ⑤ 「金融庁デジタルガバメント中長期計画」等に掲げる取組について、更なる推進等を図ってまいります。 ⑥ 金融庁・各財務局等において、引き続き窓口対応の改善等に向けた取組を実施してまいります。 ⑦ 保険募集人等の営業活動における旧姓使用について、引き続き必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等へ対応していきます。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 世界共通の課題の解決への貢献	・各種国際会議の議長等を務め、世界共通の課題の解決に向けて議論を主導してきました。特に、G20 議長国として、金融市場の分断、金融技術革新、高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題（プライオリティ）として設定し、令和元年6月の財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議に成果を提出しました。 ・国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、規制案公表のための作業を進めたほか、保険監督者国際機構における、国際的に活動する保険グループを対象としたモニタリング期間のための国際資本基準（reference ICS Version 2.0 for the monitoring period）の開発及び合意に貢献しました。 ・持続可能な開発目標（SDGs）の推進について、国際的な議論への積極的な参画や日本の取組の国際的な発信に取り組むとともに、TCFD 提言に沿った開示に取り組む企業等に対して取組状況や悩んでいる点等についてヒアリングを実施しました。 ・新聞・テレビ等による政府広報等のほか、マネロン等にかかる報告徴求による実態調査の結果を踏まえて実施した金融機関へのモニタリングの結果等を取りまとめ「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題（2019年9月）」を公表しました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会等の基準設定主体等を通じて各国当局の規制・監督対応について情報共有や、基準設定主体等としての対応を検討しました。
② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	・英国のEU 離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行いました。また、アジア諸国を含めた二国間協議

	等を通じて、当局間ネットワークを強化しました。(詳細は測定指標②に係る「令和元年度実績」欄参照) ・アジア新興国等に対する技術協力について、相手国のニーズを寄り添いながら取り組みました。(詳細は測定指標②に係る「令和元年度実績」欄参照) ・「グローバル金融連携センター (GLOPAC)」において、プログラムの内容の充実や、研究員(卒業生)のネットワークの維持・強化に取り組みました。(詳細は測定指標②に係る「令和元年度実績」欄参照) ・
③ 規制・制度改革等の推進	・「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)に盛り込まれている「地方創生のための銀行の出資規制見直し」に関して、内閣府令を改正し、事業再生、地域活性化事業及び事業承継に係る銀行等の議決権保有制限(いわゆる5%ルール)の例外措置の拡充及び新設を行いました。 上記対応をはじめとして、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を推進することにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えます。
④ 事前確認制度の適切な運用	・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図りました。
⑤ 金融行政におけるITの活用	・「金融庁デジタルガバメント中長期計画」に基づき、効率的・効果的な行政運営の推進やITガバナンスの強化等を行いました。(詳細は測定指標⑤に係る「令和元年度実績」欄参照。) ・情報セキュリティ対策の推進 「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、金融庁情報セキュリティポリシー及び実施手順等の改定、技術的な情報セキュリティ機能の強化、情報セキュリティに関する教育・訓練等を実施しました。 ・このほか、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、感染リスクの低減等の観点から、金融機関等、外部との間でビデオ会議を行う機能の強化や行政手続きの電子化の推進等に取り組みしました。
⑥ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等	・許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有を行うことにより、審査の迅速化等に取り組みました。 ・その他、測定指標の実績欄に記載の取組を実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	292	267	371	312
		補正予算	—	—	▲2	—
		繰越等	—	—		

	合 計	292	267	
	執行額（百万円）	255	228	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和２年６月●日）
-----------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・ G20 https://www.g20.org ・ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議 https://www.g20fukuoka2019.mof.go.jp/ja/ ・ 金融安定理事会（F S B） https://www.financialstabilityboard.org ・ バーゼル銀行監督委員会（B C B S） http://www.bis.org/bcbs ・ 証券監督者国際機構（I O S C O） http://www.iosco.org ・ 保険監督者国際機構（I A I S） http://www.iaisweb.org ・ 金融活動作業部会（F A T F） http://www.fatf-gafi.org/ ・ 経済協力開発機構（O E C D） http://www.oecd.org/ ・ 国際通貨基金（I M F） http://www.imf.org/external/index.htm ・ 金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t） http://www.finconet.org/ ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題（2019年９月）」（令和元年10月21日公表） https://www.fsa.go.jp/news/rl/20191021amlcft/20191021amlcft.html ・ 「スチュワードシップ・コード（再改訂版）の確定について」（令和２年３月24日公表） https://www.fsa.go.jp/news/rl/singi/20200324.html 【測定指標③】 ・ 「規制改革実施計画」（令和元年６月21日閣議決定） https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/p_index.html ・ 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等の公表について（金融庁 令和元年８月７日） https://www.fsa.go.jp/news/rl/ginkou/20190807-1/20190807-1.html
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 総合政策課、総務課国際室、秘書課情報化統括室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課
-------	--

政策評価実施時期	令和2年6月
----------	--------

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(金融庁の行政運営・組織の改革－1)

施策名	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善等を図る。
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上
目標設定の考え方・根拠	金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組み等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。 【根拠】 ・利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）（令和元年8月28日） ・当面のガバナンス基本方針（平成30年7月4日）

測定指標		
指標 ①	〔主要〕 各種有識者会議の積極的活用	【達成】
	令和元年度 目標	有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映
	令和元年度 実績	・ 政策評価有識者会議を4回開催し、有識者から頂いたご意見・ご提言について、各担当部署において施策の検討等に活用するなど、金融行政の参考としました。 ・ 平成30年度に計4回にわたって開催した「融資に関する検査・監督実務についての研究会」では、よりの確な将来見通しに基づく引当を可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について関係者や有識者と議論を行い、頂いたご意見を反映した上で、融資に関する検査・監督の考え方を整理した「検査マニュアル廃止後の検査・監督の考え方と進め方」を令和元年12月18日に公表しました。 ・ 金融仲介の改善に向けた検討会議を4回開催し、金融機関の融資やサービスに関する取組み等に対する「企業アンケート調査」、地域銀行の競争政策の在り方、地域金融機関の人材マッチング支援等について、有識者にご議論いただき、頂いたご意見を金融行政の参考としました。 ・ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を1回、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）を3回開催し、フォローアップ会議の意見書や有識者検討会における議論で外部有識者から頂いたご意見に加え、パブリックコメントの結果も踏まえ、スチュワードシップ・コードの再改訂版を令和2年3月に公表しました。

指 標 ② 〔主要〕 第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価の実施				【達成】	
令和元年度 目標		外部からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映			
令和元年度 実績		業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。			
指 標 ③ 〔主要〕 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数				【未達成】	
基準値		実績		目標値	
30 年度	令和元年度			令和元年度	
5 億 291 万 件	4 億 4, 830 万 件			対前年度比増加	
指 標 ④ 外部有識者を交えた職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）の実施				【達成】	
令和元年度 目標		職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充			
令和元年度 実績		職員による自主的な政策提言活動の枠組み（政策オープンラボ）を実施し、昨事務年度を上回る、約 120 名の職員が外部有識者等を交えた調査・研究等を行いました。			
指 標 ⑤ アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための環境整備				【達成】	
令和元年度 目標		具体的な取組みの推進			
令和元年度 実績		- 大学等の研究機関や研究者の意見を踏まえつつ、新たにサーバー機・分析ソフト等を導入し、より高度な分析・研究が可能なインフラの整備を進めました。 - より金融行政の高度化に資する研究を実施するため、金融・経済のみならずデータ分析に知見のある学者等を特別研究員として委嘱しました。			

参考指標		
指 標 「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく ① 施策の実施状況		
令和元年度 実績	- テレワークやフレックスに関して職場から帰り易くするためのテレワーク制度の一層の見直しや活用事例の周知等を行うなど業務効率化・職場環境改善に向けた取組を継続的に実施しました。また、席上端末の持ち帰りによるテレワーク環境の整備や、全庁的な無線 LAN 機能の導入による Web 会議やペーパーレス化の推進等により、働き方改革の意識や必要性について、職員に着実に浸透してきています。 - なお、ワークライフバランスの向上や業務改善に向けた優れた取組を行った職場（令和元年度ワークライフバランス職場表彰）として、国家公務員制度担当大臣表彰 2 件、金融庁長官表彰 2 件が選定されるなど、職員のワーク	

		ライフバランスの実現に向けた取組が進んでいます。
指 標 ②	金融行政モニターへの意見申出件数	
	令和元年度 実績	平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月：38 件
指 標 ③	各種サポートデスクへの相談件数	
	令和元年度 実績	・FinTech サポートデスク：251 件 ・金融業の拠点開設サポートデスク：54 件 ・FinTech 実証実験ハブ：11 件
指 標 ④	意見申出制度への意見申出件数	
	令和元年度 実績	1 機関
指 標 ⑤	報道発表件数	
	令和元年度 実績	511 件
指 標 ⑥	金融庁 Twitter のフォロワー数及びツイート（発信）回数	
	令和元年度 実績	・フォロワー数：98,717 人 ・ツイート回数：580 回
指 標 ⑦	英語ワンストップサービスの対応件数	
	令和元年度 実績	635 件（平成 30 年度は 665 件）
評価結果		
目標達成度合い の測定結果		B（相当程度進展）
		【判断根拠】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価の実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました。（測定指標①、②） また、金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイト等においてタイムリーかつ正確な情報発信を行うとともに、様々なチャネルを通じた情報発信に努め、特に、金融庁 Twitter におけるツイートを昨年度対比 3.8 倍の 580 回行い、フォロワー数は 30.4%増加したものの（参考指標⑥）、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、4 億 4,830 万件と前年度を下回り、未達成となりました。（測定指標③） 職員による自主的な政策提言活動の枠組み（政策オープンラボ）を実施し、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充しました。（測定指標④） 学術的成果を金融行政に反映し、金融行政の高度化を更に進

	める観点から、高度なデータ分析を行うことができるサーバー機、分析ソフト等の導入を行うなど、研究のためのインフラ整備を進めました。また、金融・経済のみならずデータ分析に知見のある学者等を特別研究員として委嘱しました。（測定指標⑤） 上記の結果のとおり、一部の測定指標が未達成となったことから、評価結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融庁のガバナンスの改善のためには、引き続き、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映させつつ、金融行政のPDCAの実施に取り組む必要があると考えています。 【効率性】 金融庁のガバナンスの改善に向けて、庁内における検討・議論にとどまらず、有識者や外部からの意見等を積極的に受け入れ、施策の検討等に活用したことは、金融行政自体の効率性の向上にも資するものだと考えております。 【有効性】 金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への導入等は、金融庁のガバナンスの改善に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の 【施策】 意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく必要があります。更に、アカデミアとの連携強化を更に進め、共同研究等の実施を通じ、学術的な知見を金融行政に反映していくことが重要です。 【測定指標】 ① 有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映等必要な取組を引き続き進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ② 引き続き必要な取組を進めるとともに、令和元年度における外部評価報告等を踏まえ、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ③ 金融行政に関する広報の充実に必要な取組を引き続き進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ④ 職員一人ひとりが政策形成に参加する機会の拡充に向けた取組を引き続き進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ⑤ 学術的成果が金融行政に反映されるよう、引き続き、より高度な研究を実施するためのインフラの強化及び研究の実施に向けた具体的な取組の推進を令和2年度の測定指標として設定します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）	政策評価有識者会議において、金融行政において外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰

	した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的に実施しました。 ・ 地域金融や融資に関する検査・監督実務、コーポレートガバナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。 ・ 業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげました。 ・ 金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応の一層の充実を図りました。 こうした取組は、金融庁全体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革するための、ガバナンス面での改善に資するものであったと考えています。
② 金融行政に関する広報の充実	・ 金融庁の施策等の内容について、ウェブサイトやTwitter等を積極的に活用し、国民等へのタイムリーかつ正確な情報提供を行いました。 ・ 併せて、金融行政の各課題等について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表するとともに、必要に応じて、これらの二次発信を行うなど、国民等に広く分かりやすい情報発信を進めました。 こうした取組は、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための前提となる行政の透明性向上に一定程度寄与したものと考えています。 ・ また、金融庁の政策概要について積極的に英語で公表したほか、月刊広報誌「アクセスFSA」の英訳作成、英語版ウェブサイトの構成及びコンテンツの見直し、Twitterの英語版公式アカウントの新規開設等、英語による発信強化に取り組みました。 ・ 更に、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融庁が行った資金繰り支援策等について、金融庁ウェブサイトの特設サイトや政府広報等を通じた対外情報発信を実施しました。
③ 総合政策機能の強化	・ 平成30事務年度における金融行政の実績と令和元事務年度における金融行政の方針をとりまとめた「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（令和元事務年度）～」を策定しました。また、総合政策課においては、本方針に基づく各種施策の進捗等のフォローアップを行うなど、PDCAサイクルに基づく業務運営に取り組むとともに、政府方針の策定や金融庁の重要な施策に関する総合調整及び企画・立案を行いました。 ・ 平成30年10月より設置している職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）について、引き続き取組を実施しました。 こうした取組は、金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する

	上で効果があったと考えています。
④ 金融技術の発展を受けた対応	- 金融技術の発展を受け、様々な行政データを学術的に活用し、その成果を金融行政に反映させることが求められている中、金融・経済のみならずデータ分析に知見のある学者等を特別研究員として委嘱し、金融庁職員と緊密に連携した上で研究プロジェクトに取り組みました。 - 大学等の研究機関や研究者の意見を踏まえつつ、高度なデータ分析が可能なサーバー機や分析ソフトなどの導入を行い、研究のためのインフラ整備を進めました。 こうした取組みは、金融技術の発展を受け必要不可欠な対応であり、効果があったと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	—	—		
	執行額 (百万円)		—	—		

学識経験を 有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和2年6月●日）
-------------------------	-------------------------

政策評価を行う 過程において 使用した資料 その他の情報	【測定指標①】 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」 「検査マニュアル廃止後の検査・監督の考え方と進め方」（令和元年12月18日） (https://www.fsa.go.jp/news/r1/yuushidp/20191218.html) - 金融庁ウェブサイト「金融仲介の改善に向けた検討会議」 (https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/index.html) 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（31年4月10日） (https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/index.html) 「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」（平成31年4月24日） (https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190424.html) 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）（令和元年10月2日～12月11日（計3回）） (https://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/index.html) 「政策評価に関する有識者会議」議事要旨・資料等 (https://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html)
	【測定指標④】

	・金融研究センターウェブサイト「研究官等の紹介」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/person.html) ・金融研究センターウェブサイト「ディスカッションペーパー」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html)
担当部局名	総合政策局 総合政策課、総合政策課研究開発室、総務課、組織戦略監理官室、総務課 広報室、秘書課、秘書課管理室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課
政策評価 実施時期	令和2年6月

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(金融庁の行政運営・組織の改革－2)

施策名	検査・監督の見直し
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。
目標設定の考え方・根拠	金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」（規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか）、「過去から未来へ」（過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか）、「部分から全体へ」（特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか）と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成30年6月29日）を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（30年6月29日） ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（令和元年8月28日）

測定指標	
指標① [主要]「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」に沿った検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況（新しい考え方に沿った検査・監督の実践、元年度）	【達成】

元年度目標	「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善すること
元年度実績	・金融機関と対話すべき IT ガバナンスについて「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（令和元年 6 月）を公表しました。 ・金融機関の経営陣等との対話を通じて、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程や近年のモニタリングで得られた事例、そこから抽出される傾向や課題等について「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」（令和元年 6 月）を公表しました。 ・融資の観点から「金融システムの安定」と「金融仲介機能の発揮」のバランスの取れた実現を目指す当局の検査・監督の考え方と進め方を整理した、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（令和元年 12 月）を、意見募集を経て公表しました。 ・検査・監督の質・深度や当局としての対応についての適切な判断が確保されるよう、個別のモニタリングに対して、関係する幹部も含めた重層的・多角的な検証を実施しました。 ・検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、金融庁幹部が金融機関に訪問し、検査・監督に対する意見を直接確認する訪問ヒアリングを実施しました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組みを進めてきました（測定指標①）。 しかしながら、施策の目標に照らし合わせてみると、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理していくといった PDCA サイクルを実践・定着させていくなど、引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。
	【必要性】 金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要であると考えています。
施策の分析	

	【効率性及び有効性】 検査・監督の方向性を明らかにする必要がある個別分野について、分野別の検査・監督の考え方と進め方やその時々 の重要な課題に関する今後の課題や着眼点等について整理・公表を行ったほか、検査・監督の品質管理の仕組みの整備を進めたことにより、効率的かつ有効な取組みを進めることができたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組みを進めていく必要があります。 このため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行い、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといった PDCA サイクルを実践・定着させていく必要があります。 【施策】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組みを進めていきます。 【測定指標】 ① 金融機関と対話を行い、そこで得られた重要な課題等について、引き続き整理・公表し、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させていきます。また、検査・監督の品質管理についても、引き続き徹底していきます。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 検査・監督手法の見直し	- 金融機関と対話すべき IT ガバナンスについて「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（令和元年 6 月）を公表しました。これを踏まえ、金融機関の IT ガバナンスに関する取組事例やプラクティスについて実態把握を行い、金融機関への検査・監督に活用しています。 - 金融機関の経営陣等との対話を通じて、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程や近年のモニタリングで得られた事例、そこから抽出される傾向や課題等について「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」（令和元年 6 月）を公表しました。これを踏まえ、引き続きコンプライアンス・リスク管理に関する金融機関の取組事例やプラクティスについて実態把握を進め、金融機関への検査・監督に活用しています。 - 融資の観点から「金融システムの安定」と「金融仲介機能の発揮」のバランスの取れた実現を目指す当局の検査・監督の考え方と進め方を整理した、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（令和元年 12 月）を、意見募集を経て公表しました。これを踏まえ、金融機関自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、信用リスクをより的確に引当に反映する方法について実態把握を行い、金融機関への検査・監督に活用しています。 - 検査・監督の質・深度や当局としての対応についての適切な判断が確保され

	るよう、個別のモニタリングに対して、関係する幹部も含めた重層的・多角的な検証を実施しました。 ・検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、金融庁幹部が金融機関に訪問し、検査・監督に対する意見を直接確認する訪問ヒアリングを実施しました。 ・検査・監督の品質管理の一環として、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	—	—		
	執行額 (百万円)		—	—		

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和2年6月●日）
---------------------	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定資料①】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（30年6月29日） ・「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（令和元年6月21日） ・「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」（令和元年6月28日） ・「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（令和元年12月18日）
-----------------------------------	--

担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課
-------	-------------------

政策評価実施時期	令和2年6月
----------	--------

令和元年度 実績評価書

金融庁令元(金融庁の行政運営・組織の改革－3)

施策名	金融行政を担う人材育成等
施策の概要	人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁の組織文化の変革に取り組む。
達成すべき目標	職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく
目標設定の考え方・根拠	金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に継続的に貢献していくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要であり、そのためには、金融庁の組織文化（カルチャー）の変革が不可欠である。 【根拠】 ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)」(令和元年8月28日) ・金融庁の改革について(平成30年7月4日) ・当面の人事基本方針(30年7月4日)

測定指標		
指標①	【主要】 職員の多面的な人事評価の実施・活用状況	【達成】
	令和元年度 目標	公正な人事の実現
	令和元年度 実績	・課長補佐クラス以上を対象に360度評価研修を実施するなど、総合的な人事情報を把握・蓄積し、管理職に求められるマネジメント能力向上や人事配置に活用しています。
指標②	【主要】 専門分野における人材育成の実施状況	【達成】
	令和元年度 目標	組織の専門性の向上
	令和元年度 実績	・職員の業務経験や希望する専門分野などに関する情報を、人材育成に携わる関係者間で共有するなど、「より多くの人の目で継続的に職員を見ていく」ための環境整備を行いました。 ・それぞれの専門分野ごとに人材育成を担う「育成担当者」が、職員に対して各分野の業務内容や魅力などを説明する機会を設けました。
指標③	【主要】 職員満足度調査の結果を踏まえた局・課室ごとの課題の特定、改革目標の設定、取組状況の「見える化」の実施状況	【達成】
	令和元年度 目標	組織文化の改革の浸透

	令和元年度 実績	・職員満足度調査の結果について、局・課室ごとの状況にばらつきがあったことから、局・課室ごとに課題を特定するための議論を行った上で、改革目標を設定し、発表・議論する機会を設けるとともに、庁内広報誌や庁内ポータルサイトを活用して職員に対して「見える化」を行いました。 ・また、課題の改善に向けて、職員一人ひとりが「自分ごと」として取り組める環境を整備する観点から、「少人数グループ幹事会」を設け、全 240 の少人数グループから輪番制で選出された幹事会メンバーが幹部と直接意見交換を行うとともに、職員の意見を踏まえた改善策をできるものから順次実行に移しました。	
指標④	職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境整備（業務単位の少人数グループ化、1 on 1 ミーティング）や、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況		【達成】
	令和元年度 目標	人材育成の実効性の向上	
	令和元年度 実績	・活発なコミュニケーションが図られる環境整備のため、5～10 人程度の少人数グループ化を行い、1on1 ミーティングの実施を推進しました。 ・コミュニケーション活性化のため、長官が定期的に職員に向けて意見発信する「Tone at the top」や、職員と幹部が直接意見交換する「タウンミーティング」を継続的に実施しました。	
指標⑤	【主要】	業務効率化や超過勤務縮減の実施状況	【達成】
	令和元年度 目標	ワークライフバランスを実現する職場環境を整備	
	令和元年度 実績	・超過勤務縮減のため、業務の効率化に取り組んだほか、テレワークの推進に向けたシステム整備・制度改正を行うなど、ワークライフバランスを実現する職場環境の整備に取り組みました。 ・職員が自発的にワークライフバランスの改善に取り組んだ事例について、「金融庁長官表彰」を行い、具体的な取組内容を職員に紹介しました。	
指標⑥	人事改革の進捗状況の検証・公表状況		【達成】
	令和元年度 目標	人事改革を定着・深化させる P D C A サイクルを構築	
	令和元年度 実績	・人事改革に関する取組の進捗状況について、「令和元事務年度実践と方針」において公表したほか、職員満足度調査を外部機関に委託して実施しました。今後も定期的に検証を行い、更なる改善につなげていきます。	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成）

	【判断根拠】 組織文化の変革のために必要な人事改革やコミュニケーション活性化等のための取組が着実に進展していることから、測定結果を「A」としました。
施策の分析	【必要性】 金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に継続的に貢献していくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質も不断に向上させていくことが必要であり、そのためには、金融庁の組織文化（カルチャー）の変革が不可欠であると考えています。 【効率性及び有効性】 諸施策について、できるものから順次実行したうえで、その実効性が確保されるよう不断に見直しを行うことで、効率的かつ有効な取組を進めています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組む必要があります。 【施策】 今年度検討した施策について、できるものから順次取り組むとともに、既に実施した施策について、不十分な点があれば改め、更なる改善につなげていきます。 【測定指標】 [指標①]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標②]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標③]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標④]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標⑤]必要に応じて測定指標を見直します。 [指標⑥]必要に応じて測定指標を見直します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融庁の組織文化（カルチャー）の変革	1. 取組内容 ・改革を組織全体に浸透させていくためには、職員一人ひとりが「自分ごと」として改革の議論に参加することが重要との考え方から、「局・課室ごとの改革」や「少人数グループ幹事会」等の取組を進めました。 ・その他、測定指標の実績欄に記載の取組を実施しました。

	2. 評価 ・今後、組織文化の変革の進捗状況について定期的に検証を行った上で、不十分な点があれば改め、更なる改善につなげていく必要があると考えています。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	1
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	1		
		合 計	—	1		
	執行額 (百万円)		—	1		

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議（令和2年6月●日）
---------------------	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	
-----------------------------------	--

担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室
-------	-------------------

政策評価実施時期	令和2年6月
----------	--------